

令和7年第1回長南町議会定例会

議事日程（第1号）

令和7年2月28日（金曜日）午前9時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期日程等の議会運営について（委員長報告）
- 日程第 3 会期決定の件
- 日程第 4 諸般の報告
- 日程第 5 行政報告
- 日程第 6 施政方針
- 日程第 7 請願第 1号 アスベスト建材製造企業の基金拠出金等「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」の改正を求める国への意見書を求める請願
- 日程第 8 議案第 1号 長南町伊藤園グリーンクラブこどもの遊び場づくり基金条例の制定について
- 日程第 9 議案第 2号 長南町犯罪被害者等支援条例の制定について
- 日程第 10 議案第 3号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第 11 議案第 4号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第 12 議案第 5号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 13 議案第 6号 長南町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 14 議案第 7号 長南町一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 15 議案第 8号 長南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 16 議案第 9号 長南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び長南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 17 議案第 10号 長南町地域包括センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 18 議案第 11号 長南町地域農業推進基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例の制定について
- 日程第 19 議案第 12号 財産の無償貸付につき議決を求ることについて

- 日程第20 議案第13号 長南町道路線の廃止について
日程第21 議案第14号 令和6年度長南町一般会計補正予算（第5号）について
日程第22 議案第15号 令和6年度長南町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
日程第23 議案第16号 令和6年度長南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
日程第24 議案第17号 令和6年度長南町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
日程第25 議案第18号 令和6年度長南町笠森靈園事業特別会計補正予算（第1号）について
日程第26 議案第19号 令和6年度長南町農業集落排水事業会計補正予算（第2号）について
日程第27 議案第20号 令和6年度長南町ガス事業会計補正予算（第2号）について
日程第28 議案第21号 令和7年度長南町一般会計予算について
日程第29 議案第22号 令和7年度長南町国民健康保険特別会計予算について
日程第30 議案第23号 令和7年度長南町後期高齢者医療特別会計予算について
日程第31 議案第24号 令和7年度長南町介護保険特別会計予算について
日程第32 議案第25号 令和7年度長南町笠森靈園事業特別会計予算について
日程第33 議案第26号 令和7年度長南町農業集落排水事業会計予算について
日程第34 議案第27号 令和7年度長南町ガス事業会計予算について
日程第35 議案第28号 教育委員会委員の任命につき同意を求めるについて
日程第36 議案第29号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めるについて
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（9名）

1番	太	田	久	之	2番	鈴	木	ゆ	き	こ
3番	宮	崎	裕	一	4番	河	野	康	二	郎
5番	岩	瀬	康	陽	6番	御	園	生		明
7番	松	野	唱	平	8番	森	川	剛		典
10番	加	藤	喜	男						

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	平野	貞夫	副町長	佐久間	静夫
教育長	糸井	仁志	総務課長	河野	勉
企画財政課長	江澤	卓哉	特命担当主幹	小澤	元晴

税務住民課長	松崎文昭	福祉課長	長谷英樹
健康保険課長	山口重之	生活環境課長	三上達也
産業振興課長	石川和良	建設課長	高徳一博
ガス課長	金坂美智子	教育課長	三十尾成弘
教育課主幹	三ツ本勝		

職務のため出席した者の職氏名

事務局長 今井隆幸 書記 山本裕喜

○議長（松野唱平） 皆さんおはようございます。

本日は、公私ご多忙の中ご参集いただき、誠にありがとうございます。

開会に先立ち、町長から挨拶がございます。

平野町長。

[町長 平野貞夫登壇]

○町長（平野貞夫） おはようございます。

令和7年第1回定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様におかれましては、年度末の大変お忙しい中、本定例会にご出席を賜り、誠にありがとうございます。

去る11日に挙行されました長南町合併70周年記念式典では、多くのご来賓、ご招待者をお招きし、盛会に開催できましたこと、この場をお借りいたしまして御礼申し上げます。

令和6年度も残すところ1か月となりましたが、事務事業につきましては、おおむね順調に推移し仕上げの段階に入っているところでございます。

さて、本定例会にご提案申し上げます案件は、条例議案11件、財産の無償貸付け1件、町道路線の廃止1件、予算議案14件、人事案件2件、合わせまして29議案でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

◎開会の宣告

○議長（松野唱平） ただいまから令和7年第1回長南町議会定例会を開会します。

（午前 9時01分）

◎開議の宣告

○議長（松野唱平） 本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（松野唱平） 本日の日程はお手元に配付したとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（松野唱平） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、

8番 森 川 剛 典 議員

10番 加 藤 喜 男 議員

を指名します。

◎会期日程等の議会運営について

○議長（松野唱平） 日程第2、会期日程等の議会運営について報告を求めます。

森川議会運営委員長。

[議会運営委員長 森川剛典登壇]

○議会運営委員長（森川剛典） 皆さんおはようございます。

ご指名をいただきましたので、議会運営委員会の報告をいたします。

本委員会は、去る2月17日に委員会を開催し、令和7年第1回定例会の議会運営について協議、検討をいたしました。

本定例会に付議される事件は、条例の制定が4件、条例の一部改正6件、条例の廃止1件、財産の無償貸与1件、町道路線の廃止1件、補正予算7件、新年度予算7件、教育委員会委員の任命同意1件、固定資産評価審査委員会委員の同意1件の計20議案のほか、議員発議3件、合計で32件が予定されております。

当委員会としては、付議案件の内容を慎重に審議した結果、会期は本日2月28日から3月11日までの12日間とすることに決定をいたしました。

一般質問の4人の議員が行うことになっており、質問順位の1番から4番までの全ての方について3月3日に行うことになりました。

また、本定例会に提出されております令和7年度予算の全ての会計の審議については、その内容が複雑かつ多岐にわたるため、議長を除く8名全員で予算特別委員会を設置し、これに付託して審査をするべきという結論に達しました。

以上につきましては、詳細な日程としてお手元に配付をいたしました令和7年第1回長南町議会定例会日程の概要はそのとおりでございます。

以上、議会運営委員会の協議の概要を申し上げ、議会運営委員会委員長の報告といたします。

○議長（松野唱平） これで議会運営委員長の報告は終わりました。

◎会期の決定

○議長（松野唱平） 日程第3、会期決定の件を議題にします。

本定例会の会期は、さきの議会運営委員長の報告のとおり、本日2月28日から3月11日までの12日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（松野唱平） 異議なしと認めます。

本定例会の会期は、本日2月28日から3月11日までの12日間と決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（松野唱平） 日程第4、諸般の報告をします。

本日、町長から議案29件の送付があり、これを受理しましたので報告します。なお、受理した議案等については、お手元に配付したとおりです。

次に、本定例会の議案等説明のため、地方自治法第121条の規定により、町長及び教育長に出席を求めたところ、お手元に配付してあるとおり出席の報告がありました。

次に、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、監査委員から報告がありました令和6年11月分、12月分、令和7年1月分の例月出納検査結果並びに議長等が出席した主な会議報告は、お手元に配付の印刷物によりご了承願います。

次に、長生郡市広域市町村圏組合議会について、本件については、長生郡市広域市町村圏組合議会議員の御園生議員から報告させます。

報告を求めます。

御園生長生郡市広域市町村圏組合議会議員。

〔長生郡市広域市町村圏組合議会議員 御園生 明登壇〕

○長生郡市広域市町村圏組合議会議員（御園生 明） 皆さんおはようございます。

令和7年第1回長生郡市広域市町村圏組合議会の報告をさせていただきます。

第1回定例議会は、去る2月4日、組合管理棟ふれあいホールにて開催されました。

会期は、2月4日から2月25日までの22日間で、18議案が上程され、初日に令和6年度補正予算3件、条例の制定1件、一部改正8件、工事請負費1件、教育委員会委員の同意1件が可決され、令和7年度一般会計予算、火葬場・斎場事業予算、水道事業会計予算、病院事業会計予算については各委員会に付託となりました。

ここで、各会計について概要を申し上げます。

一般会計予算ですが、歳入歳出それぞれ119億6,357万2,000円で、昨年に比し44億8,900万円の増となり、増となった主な要因は新最終処分場建設費及び常備消防施設費で2億7,000万円増の6億3,000万円の計上、40億5,700万円増となっておりまして、消防庁舎建設事業の西消防署の建設工事、南消防署の造成工事が計上されており2億4,100万円の増となっております。

西消防署の設計概要でございますが、敷地面積4,938平米で、構造は2階建て、RC造りの一部鉄骨造り、床面積は800から900平米、1階に事務室、食堂、訓練室、倉庫、女性専用室、救急消毒室など、2階は男性仮眠室、浴室等で、バリアフリー化や多目的トイレの設置、感染症対策を考慮した施設で、安全と安心を確保した防災拠点施設を基本としております。令和7年から令和9年まで3か年で、西消防署及び南消防署の完成を見込むものであります。

火葬場・斎場事業については、歳入歳出それぞれ1億5,272万4,000円で、昨年に比し2,939万9,000円の減となっています。減の要因は、改修計画が一巡したことにより、工事費が減額となったものです。

水道事業会計においては、3条事業収益で令和7年から受水費の軽減措置が廃止となることから1億8,385万2,000円の赤字となるが、料金改定はせず6年度見込まれる未処理分利益で補填いたします。4条の資本的収入支出では、収入は8億7,473万5,000円、資本的支出は昨年に比し9,600万円減の21億6,400万円で、不足する額12億8,936万6,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額当年度分損益留保資金で、資金及び建設改良積立金で補填いたします。事業では、配水管布設替え650メートル、配水管入替え工事4,749メートルなどであります。

病院事業会計では、病床数180床、稼働病床数128床、入院3万8,865人を見込み、外来数8万2,280人、1日

平均340人を見込み、事業収益38億3,821万8,000円、事業費用38億2,337万円を見込み、純利益を1,484万8,000円を見込みました。資本的収入は2億9,663万9,000円で、支出は3億9,927万5,000円となり、不足する額1億263万6,000円は、消費税及び当年度分損益勘定留保資金等で補填いたします。支出の主なものは、医療器具の購入、工事費ではLED化、空調改修、B棟、C棟のC棟に係る改修工事を予定しております。

以上が各会計の内容であります。詳細につきましては、予算書及び概要書を参照していただきたいと思います。

付託となった委員会は、2月7日開催され、慎重に審査した結果、全員の賛成により、2月24日、本会議にて報告し、原案のとおり可決されました。

以上、令和7年第1回長生郡市広域市町村圏組合議会の報告といたします。

○議長（松野唱平） これで長生郡市広域市町村圏組合議会議員の報告は終わりました。

これで諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（松野唱平） 日程第5、行政報告を行います。

平野町長。

〔町長 平野貞夫登壇〕

○町長（平野貞夫） 行政報告をさせていただきます。

笠森ドライブイン用地の取得についてでございます。

笠森観音は、国指定重要文化財であり、その独特な建築様式や自然豊かな環境から、年間を通じて多くの人々が訪れる人気の観光スポットとなっており、町も町営駐車場を有し観光施設トイレを整備するなど観光の促進に取り組んでおります。

このように、笠森観音は、町において重要な観光資源となっておりますが、さらなる地域活性化策として、町として何か取り組んでいけないかと思案していたところ、現在休業となっている笠森ドライブインの土地について、所有者である笠森寺のご理解を得て、町で取得することで進められるめどがついたところでございます。

また、土地の取得に当たっては、土地に定着するドライブイン等として使用していた建物の取扱いにつきましても、今後、町に裁量が与えられる見込みがございます。

そこで、この土地を取得し活用することで、観光客の増加による経済効果及び文化、歴史の継承の活発化、交流人口の増加によるぎわいの創出などの効果が、町において見込まれることから、本土地を取得することについて、ご理解、ご協力をいただきたく、よろしくお願ひ申し上げます。

以上でございます。

○議長（松野唱平） これで行政報告は終わりました。

◎施政方針

○議長（松野唱平） 日程第6、施政方針を行います。

平野町長。

〔町長 平野貞夫登壇〕

○町長（平野貞夫） 本日ここに、令和7年第1回定例議会の開会に際し、令和7年度の予算案並びに議案についてのご審議をお願いするに当たりまして、所信の一端を申し上げ、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

昨年は、日常生活が戻りつつある中、合併70周年記念事業として、各団体等のご協力をいただく中で、様々なイベントを開催し、町を盛り上げることができました。特に、5年ぶりに開催した花火大会は、天候にも恵まれ、町内外から、多くの観光客が訪れ会場がにぎわいました。また、2月11日に挙行いたしました記念式典には、ご来賓の皆様をはじめ関係各位のご出席をいただき、70周年をお祝いすることができました。

一方で、原油価格の上昇に伴う物価高騰が、今なお続いていることから、昨年に引き続き、国の交付金を活用し、町内の商店等で利用できる地域応援券を発行し、町民の皆様の生活の一助にしていただいたところでございます。

さて、我が国の経済情勢を見渡しますと、各種政策の効果により、景気が持ち直していくことが期待されています。しかし、海外景気の下振れが、我が国の景気を下押しするリスクになると言われており、物価の上昇、アメリカの政策動向、中東地域をめぐる情勢など、引き続き動向を注視する必要があります。

町の財政状況では、令和5年度決算から見ますと、健全な財政運営を判断する4つの指標である健全化判断比率は、いずれの指標も早期健全化基準を下回っていることから、町の財政運営は健全な状態にあると言えます。一方、財政構造の弾力性を表す経常収支比率は、前年度と比較しますと3.2ポイント増の84.5%であり、引き続き財政の硬直化とならないよう努めてまいります。

令和7年度一般会計予算につきましては、地方税総額は固定資産税において、償却資産におけるメガソーラーの償却が進んだことにより減収しますが、個人所得割による微増が期待でき、前年度と比較して3.6%増加するものの、自主財源の確保は依然として厳しい状況にあります。

事業の実施に当たっては、過疎対策事業など、地方交付税の算入に有利な地方債の活用や各基金からの繰入れなどによる財源措置を行い、予算総額は前年度比4.9%減の47億4,500万円の編成といたしました。

それでは、長南町第5次総合計画に位置づけた6つの基本方針に沿いまして、各事業に係る方針を申し上げます。

初めに、「社会基盤の充実したまち」では、現在施工中の庁舎周辺整備工事につきましてはユニバーサルデザインを採用した思いやり駐車場の導入やイベント時の活用、災害時の使用にも配慮するなど、誰もが利用しやすい施設の整備を進めてまいります。

地域活性化起業人制度については、昨年度に引き続き民間企業からデジタル人材を登用し、長南町DX推進計画を策定することで、デジタル技術の普及促進を図ってまいります。

マイナンバーカードにつきましては、国がマイナ保険証やマイナ免許証等の施策を進めておりますが、安全・安心で便利性の高いデジタル社会の基盤であることから、定期的な周知などを通じて、取得率の向上に努めてまいります。

町道につきましては、交通安全対策を最優先に、通学路の整備を促進し、その他の社会インフラにつきまし

ては、長寿命化修繕計画等に基づき、適切な維持管理に努め、住民が安心して安全な生活を送れる生活基盤の維持を図ってまいります。

また、河川につきましては、普通河川蔵持川において、流れを阻害する竹木の伐採等を実施し、家屋等の浸水被害防止対策に取り組んでまいります。

地籍調査事業につきましては、調査開始から12年目を迎え、計画区域の約58%の現地調査が完了しました。引き続き事業の推進を図ってまいります。

次に、「活力と賑わいにあふれたまち」では、地方創生、地域活性化に向けて策定した第2期長南町まち・ひと・しごと創生総合戦略の計画期間の5年目を迎えます。全国的に、地方の人口減少が続く中で、本町の特色を生かしながら、農業、商工業、観光の振興、企業誘致など、バランスの取れた施策を展開してまいります。

まず、移住・定住促進の取組では、近年普及している2拠点居住やリモートワークなど、新しい暮らし方や働き方を目指して生活拠点を求めている移住希望者の受皿を確保するため、空き家の有効活用を進めてまいります。

また、東京圏から本町に移住した者に対し、長南町U I Jターンによる起業・就業者等創出事業移住支援金を、また引き続き若者定住及び3世代同居促進奨励金を実施するとともに、新たに経済的理由で結婚に踏み出せない若年層の婚姻に伴う新生活を支援する長南町結婚新生活支援補助金を創設し、若年層の転入促進及び流出抑制、3世代同居世帯の増加につなげてまいります。

企業誘致につきましては、長南西部工業団地計画跡地、空港代替地といった遊休町有地や耕作放棄地、空き地等の民有地の活用も視野に入れ、引き続き国や県との連携を図りながら、地域経済の活性化や雇用創出につながる企業誘致に取り組んでまいります。

農林業の振興につきましては、千葉県及び本町を含む53市町村で策定した千葉県環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画に基づき、化学肥料、化学農薬の使用料低減や、温室効果ガスの排出量削減など環境への負荷低減の事業を促進するとともに、引き続き農地の集積、集約化、担い手の農地利用を促進し、スマート農業等を活用した作業の省力化や生産額の増加につなげる施策を展開してまいります。

本町における地域農業の現状につきましては、農業従事者の高齢化や後継者及び担い手不足、さらには肥料や飼料、資材価格などの物価高騰により、依然として厳しい状況が続いております。

このようなことから、地域内農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標を達成するために、必要な具体的な取組について、農業委員会や県などの関係機関と地域の方々とで協議を行い策定した地域計画を軸に、次世代を見据えた農業の推進に努めてまいります。

林業振興対策といたしまして、森林の持つ国土保全、水源涵養等の多面的な機能を守るため、森林環境譲与税を財源とした間伐や植栽などの森林整備や間伐材を利用した施設整備などの促進を図ってまいります。

有害獣対策につきましては、国・県の補助制度を活用した地域ぐるみの対策を推進するほか、自治体をはじめとした捕獲従事者とともに、機材及び配置の増強を行いながら、積極的に捕獲を行ってまいります。

多面的機能支払につきましては、各地区での共同作業が定着し、様々な面での波及効果をもたらしておりますので、引き続き導入地区の拡大を図ってまいります。

商工業の振興では、商店等への企業継続支援など、地域に寄り添った伴走型の支援活動を実施し、経営改善

指導や資金融資に対する利子補給を行い、町全体の商工業活性化を支援してまいります。

観光分野では、町観光協会の各イベント事業を支援し、中房総地域など広域的な観点から、県、観光連盟、各協議会等と連携し、広域観光ルートの設定やインバウンドの取組を行うなど、新たな地域の魅力を発信してまいります。

農産物直売所につきましては、昨年度に引き続き、地域振興と産業振興をベースに、町民の憩いの場及び温かい地域内外交流を目指した基本計画の策定に取り組んでまいります。

次に、「自然と調和した暮らしやすいまち」では、ガス事業は近年の人口減少に伴う販売量の減少やエネルギー価格が高騰する中、安全・安心を最優先に、ガスの安定供給を将来にわたり継続できるよう、昨年10月に料金の値上げを実施いたしました。今後とも、中長期的な視点に立ったガス施設の維持管理を行い、計画的な経営基盤の強化と需要家の皆様の、より安全で快適な生活環境の維持に努めてまいります。

豊かな自然環境の保全につきましては、生活雑排水の適正な放流のため、合併処理浄化槽の設置補助や農業集落排水施設の適切な維持管理など、水質保全に努めてまいります。

循環型社会の推進につきましては、脱炭素化促進事業として、家庭用蓄電池システムなどの購入支援を、また温室効果ガス削減の取組として、引き続きご家庭における照明器具等のLED化について支援を行ってまいります。

次に、「だれもが健康で元気に暮らせるまち」では、福祉の分野では少子高齢化や核家族化の進展に伴い、行政に求める支援も多様化しており、自助、互助、共助、公助のバランスの取れた福祉の町づくりが求められていると考えています。

まず、児童福祉の分野では、保育所、幼稚園の利用料無償化を引き続き行い、子育て世帯の経済的な負担軽減を図るなど、子育てのしやすい町となるよう努めてまいります。

障害者、障害児の福祉につきましては、各種計画に基づき、それぞれの人格や個性を尊重した福祉サービスの提供を行うための施策体制づくりを図ってまいります。

高齢者福祉につきましては、できる限り住み慣れた地域で介護サービスを受けられるよう、各種サービスの充実、かつ安定的な事業運営に努めてまいります。

また、介護予防事業のほか、健康寿命を延ばすことを目的とした認知症予防施策を推進するため、町の認知症サポート医を中心とした予防事業やコミュニケーションの場の提供など、包括支援センターを中心に進めてまいります。

さらに、町社会福祉協議会を通して、独居高齢者への給食サービスや買物支援など、社会福祉協議会の活動を支援してまいります。

保健事業では、健康増進を総合的に推進し、町民の皆様が健康で元気に暮らせる町づくりに取り組んでまいります。

令和6年度から開始している高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業につきましては、包括連携協定を結んでおります東京家政大学の協力を得て、さらに効果的な支援となるよう事業を進めてまいります。

また、特定健診、各種がん検診などの事業を実施し、生活習慣病の予防、早期発見、早期治療に努め、受診率の向上に努めてまいります。

任意予防接種事業では、おたふく風邪ワクチン、子供のインフルエンザワクチン等、予防接種の一部助成を継続とともに、帯状疱疹ワクチンの助成を現物給付化して、接種者の利便性の向上を図ります。

母子保健では、妊娠期から出産・子育て期にわたるまで、様々なニーズに即した、きめ細かな相談支援の充実を図り、安心して子育てができる環境づくりに努めてまいります。

「豊かな心を育み生きる力を学べるまち」では、長南町教育振興基本計画の基本理念である、「人とつながり 地域とつながり 次世代へつなげる」長南の教育を引き続き推進してまいります。

学校教育につきましては、学校、家庭、地域、行政が連携・協力して、子供たちの生きる力を育み、一人一人が故郷を誇り、共に学び生きる町を目指してまいります。

また、教育における経済的負担の軽減を図るため、給食費の無償化や、昨年度に試行的に実施した高校生等の通学に係る路線バス通学定期購入補助事業を新たに行ってまいります。

生涯学習につきましては、町民の学習ニーズに応える質の高い学習機会を提供してまいります。また、歴史遺産や伝統文化の保護、伝承に努めるとともに、各種団体との連携を図りながら、文化活動やスポーツ・レクリエーション活動の振興に努めます。

中央公民館の整備につきましては、複合化や建設場所などの将来的な構想について、改めて検討を進めてまいります。当施設については、指定管理者と協力し、効果的な施設運営に努めてまいります。

学校給食につきましては、引き続き安全・安心な給食を、安定的かつ継続的に提供してまいります。

「安心・安全に暮らせる町民との協働によるまち」では、災害に強い町づくりを推進するため、防災基本条例などに基づき、町民の生命、財産などの安心・安全に努めるとともに、地域防災の要となる自主防災組織の設立促進を図ってまいります。

また、防犯カメラ設置に関する補助の活用により、安心に暮らせる町を推進します。

令和7年度は、町づくりの指針となる第5次総合計画は策定から5年を迎える、推進すべき施策を示した前期基本計画の仕上げの年であり、後期基本計画につながる検討を行う年となります。これから長南町を見据えた中で、皆様のご意見を伺いながら、計画作成に取り組んでまいります。

協働の推進では、町民の団体等が主体的に取り組む地域活性化事業や町のPR事業に対し、まちづくり町民提案事業補助金による支援を行い、長南町町をよりよい町にしたいと願う町民の皆様と町が、互いに連携協力できる関係づくりを推進しながら、協働による町づくりをさらに推し進め、ふるさと長南の再生に全力を尽くしてまいります。

以上、令和7年度を迎えるに当たり、町政に関する私の姿勢を述べさせていただきました。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（松野唱平） これで施政方針は終わりました。

ここで暫時休憩とします。再開は午前9時55分からを予定しております。

（午前 9時39分）

○議長（松野唱平） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 9時55分）

◎請願第1号の上程、討論、採決

○議長（松野唱平）　日程第7、請願第1号　アスベスト建材製造企業の拠出金等「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」の改正を求める国への意見書を求める請願書を議題とします。お諮りします。

請願第1号については、会議規則第92条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平）　異議なしと認めます。

よって、請願第1号については委員会付託を省略することに決定しました。

これから請願第1号について討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

お諮りします。

本定例会の採決の方法については、表決システムにより採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平）　異議なしと認めます。

したがって、採決の方法については表決システムにより採決いたします。

これから請願第1号を採決いたします。

本請願を採択することに賛成の方は青ボタンを、反対の方は赤ボタンをお押し願います。

〔表決ボタンにより表決〕

○議長（松野唱平）　押し忘れはありませんか。

なしと認め確定します。

本請願は賛成全員です。

よって、請願第1号については採択することに決定いたしました。

◎議案第1号～議案第29号の上程、説明

○議長（松野唱平）　日程第8、議案第1号　長南町伊藤園グリーンクラブこどもの遊び場づくり基金条例の制定についてから日程第36、議案第29号　固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めるについてまでを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

平野町長。

〔町長 平野貞夫登壇〕

○町長（平野貞夫） 議案第1号から議案第29号まで一括して提案理由を申し上げます。

初めに、議案第1号 長南町伊藤園グリーンクラブこどもの遊び場づくり基金条例の制定についてでございますが、本案は伊藤園グリーンクラブの活動による寄附金を基にこどもの遊び場づくりを推進することを目的とした基金を設置するための条例を新たに制定しようとするものでございます。

次に、議案第2号 長南町犯罪被害者等支援条例の制定についてでございますが、本案は犯罪被害者等基本法の規定に基づき、総合的かつ計画的な犯罪被害者支援を推進するとともに、関係機関と協力して、地域における途切れないと支援体制を構築していくための条例を新たに制定しようとするものでございます。

次に、議案第3号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてでございますが、本案は刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、懲役及び禁錮刑が廃止され、これに代わるものとして拘禁刑が創設されたことから、関係条例の一部を改正しようとするものでございます。

次に、議案第4号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてでございますが、本案は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、同法を引用している関係条例に条項ずれが生じることから、それぞれの条例の一部を改正しようとするものでございます。

次に、議案第5号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、本案は育児休業、介護休業等、育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の施行に伴い、職員の超過勤務の免除の対象となる子の範囲の拡大及び勤務環境の整備について法改正がされることから、それぞれ条例の一部を改正しようとするものでございます。

次に、議案第6号 長南町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、及び議案第7号 長南町一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定については関連がございますので、一括して提案理由を申し上げます。

本案は、国・県の勧告に基づく給与等の改正に準拠し、特別職及び一般職の給与等に関する条例の一部を、それぞれ改正しようとするものでございます。

次に、議案第8号 長南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、本案は国で定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、条例の一部を改正しようとするものでございます。

次に、議案第9号 長南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び長南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、本案は国で定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準及び特定教育保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、それぞれの条例の一部を改正しようとするものでございます。

次に、議案第10号 長南町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、本案は国で定める地域包括支援センターにおける職員の配置基

準が見直されたことに伴い、条例の一部を改正しようとするものでございます。

次に、議案第11号 長南町地域農業推進基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例の制定についてでございますが、本案は地域農業の推進を基金事業として実施してまいりましたが、この基金は目的を果たし、その役割を終了するため、基金条例の廃止をしようとするものでございます。

次に、議案第12号 財産の無償貸付につき議決を求めるについてでございますが、旧豊栄小学校の跡地活用については、株式会社マーキュリーに対する無償貸付けを行ってきたところですが、令和7年3月31日で期間満了となることから、同社から契約更新の申出がありました。更新に当たり、教育事業での使用部分については、財産の交換、譲渡、無償貸付等に関する条例に基づき無償貸付けとなります、他の目的で活用する一部空き教室についても無償貸付けとしたいことから、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき議会の議決を求めようとするものでございます。

次に、議案第13号 長南町道路線の廃止についてでございますが、報恩寺にございますワークハピネス農園茂原ファームの敷地に隣接する道路については、現在交通の用に供していないことから路線を廃止しようとするものでございます。

次に、議案第14号 令和6年度長南町一般会計補正予算についてでございますが、本補正予算は主に事務事業の執行に係る精算及び人件費の過不足調整に伴う減額並びに基金への積立金などを追加するもので、歳入歳出それぞれに4億2,862万4,000円を追加し、予算の総額を56億1,024万5,000円にしようとするものでございます。

次に、議案第15号 令和6年度長南町国民健康保険特別会計補正予算についてでございますが、本補正予算は決算を見込む中、人件費や保険給付費の減額に伴うもので、歳入歳出それぞれから1億1,742万2,000円を減額し、予算の総額を10億1,235万8,000円にしようとするものでございます。

次に、議案第16号 令和6年度長南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、本補正予算は決算を見込む中、人件費や後期高齢者医療広域連合納付金の増額に伴うもので、歳入歳出それぞれに572万8,000円を追加し、予算の総額を1億6,042万8,000円にしようとするものでございます。

次に、議案第17号 令和6年度長南町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、本補正予算は介護給付費等の決算を見込む中で、歳入歳出それぞれから167万7,000円を減額し、予算の総額を11億1,676万9,000円にしようとするものでございます。

次に、議案第18号 令和6年度長南町笠森靈園事業特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、本補正予算は事業収入の増額及び財政調整基金繰入金の減額と前年度繰越金の精算をするもので、歳入歳出それぞれに19万6,000円を追加し、予算の総額を7,219万6,000円にしようとするものでございます。

次に、議案第19号 令和6年度長南町農業集落排水事業会計補正予算（第2号）についてでございますが、今年度の決算を見込む中で、委託料等の精算による減額及び給与改定による人件費の増額をお願いするものでございます。

次に、議案第20号 令和6年度長南町ガス事業会計補正予算（第2号）についてでございますが、決算を見込む中、販売量の減少によるガス売上げの減額及び電気・ガス料金値引き事業の延長に伴う補助金の増額、給与改定による人件費の増額及びそのほか精算に伴う減額をお願いするものでございます。

次に、議案第21号 令和7年度長南町一般会計予算についてでございますが、本予算につきましては令和6年度に引き続き、自治体情報システムの標準化への対応や、新たに地域の子供生活支援強化事業としてこども食堂を実施するほか、50歳以上を対象とした帯状疱疹予防接種費用の助成、野見金公園休憩所のさらなる活用を図るため浄化槽入替え工事を実施するなど、第5次総合計画に掲げた施策を着実に推進し、持続可能な町づくりと住民サービスの維持向上に向けた取組に要する経費を計上しております。厳しい財政状況の中ではございますが、各基金からの繰入れ、地方債の借入れ等による財源確保により予算編成をさせていただきました。

予算総額は、前年度に比較し4.9%、2億4,500万円減の47億4,500万円とするものでございます。

次に、議案第22号 令和7年度長南町国民健康保険特別会計予算についてでございますが、本予算は昨年度に引き続き安定的な保険財政運営を実施していくための予算編成を行い、予算総額は前年度比0.2%、2,600万円減の11億200万円とするものでございます。

次に、議案第23号 令和7年度長南町後期高齢者医療特別会計予算についてでございますが、本予算は千葉県後期高齢者医療広域連合議会が1月31日に開催され、令和7年度の特別会計予算が可決されたことから、これに基づくもので、予算総額は前年度比1.4%、2,190万円増の1億7,660万円とするものでございます。

次に、議案第24号 令和7年度長南町介護保険特別会計予算についてでございますが、本予算は第9期介護保険事業計画との整合性を図り、介護サービス給付費及び地域支援事業費の増を見込み、予算総額は前年度比1.3%、1,400万円増の11億1,100万円とするものでございます。

次に、議案第25号 令和7年度長南町笠森霊園事業特別会計予算についてでございますが、本予算は昨年度に引き続き安定的な施設維持管理費、管理運営を実施していくための予算編成を行い、予算総額は前年度比3.7%、265万円増の7,465万円とするものでございます。

次に、議案第26号 令和7年度長南町農業集落排水事業会計予算についてでございますが、令和7年度の接続件数を914件、年間有収水量を25万5,000立方とするものであり、収益的収入及び支出でそれぞれ2億5,972万7,000円を、資本的収入で1億4,846万6,000円、資本的支出で1億4,902万3,000円を計上するものでございます。

次に、議案第27号 令和7年度長南町ガス事業会計予算についてでございますが、本予算は令和7年度の供給戸数を4,570戸、年間供給量は前年度比2.0%減の829万1,000立方メートルとし、製品売上げ等の収益的収支によります純利益は2,704万円と見込み計上するものでございます。

次に、議案第28号 教育委員会委員の任命につき同意を求めるについてでございますが、本案は現教育委員の川口高広氏が3月31日をもって任期満了となることから、同氏を引き続き教育委員として任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

なお、任期は、令和7年4月1日から令和11年3月31までの4年間でございます。

最後に、議案第29号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めるについてでございますが、本案は委員に欠員が生じていることから、新たに模澤 浩氏を委員に選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

なお、任期につきましては、前任者の残任期間であります令和7年6月30日までとなります。

以上が本定例議会に提案しております29議案の概要でございます。

詳細につきましては、それぞれ担当課長から説明させますので、よろしくご審議を賜り、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松野唱平） これで提案理由の説明は終わりました。

次に、議案第1号の内容の説明を求めます。

江澤企画財政課長。

〔企画財政課長 江澤卓哉登壇〕

○企画財政課長（江澤卓哉） それでは、議案第1号 長南町伊藤園グリーンクラブこどもの遊び場づくり基金条例の制定について、内容の説明を申し上げます。

議案書1ページをお開き願います。

議案第1号 長南町伊藤園グリーンクラブこどもの遊び場づくり基金条例の制定について。

長南町伊藤園グリーンクラブこどもの遊び場づくり基金条例を次のように制定する。

令和7年2月28日提出、長南町長、平野貞夫。

議案書2ページをお開き願います。

あわせて説明の内容につきましては、参考資料の1ページをお願いいたします。

まず1の制定の趣旨でございますが、伊藤園グリーンクラブの活動による寄附金を基にして、こどもの遊び場づくりを推進するため、長南町伊藤園グリーンクラブこどもの遊び場づくり基金を設置する条例を新たに制定するものでございます。

なお、伊藤園グリーンクラブは、伊藤園レディスゴルフトーナメント開催に当たり、ボランティア自らが大会に参画するという趣旨に基づき、町内の方々を中心としたボランティアにより結成されたものでございます。

ギャラリーからの入場料やグッズ販売等による収益金から、地域の活性化や社会貢献のため、町へご寄附をいただいているところでございますが、町におけるこどもの遊び場づくりを進めていくに当たり、この寄附金を基に基金を設置造成し財源として活用していくものでございます。

次に、2の制定の内容でございますが、第1条といたしまして、制定の趣旨で申し上げた内容により、基金の設置について規定してございます。

第2条は、基金の積立てについて規定しており、積立額は一般会計歳入歳出予算で定める額といたします。

第3条は、基金の管理について規定しており、第1項では、現金の保管方法について、第2項では、現金を有価証券に代えることについて規定してございます。

第5条は、基金の処分について規定しており、第1条で定める経費の財源に充てる場合に限り処分することができるについて規定してございます。

また、参考資料には記載がございませんが、第4条では、運用益金の処理について、第6条では、委任について規定してございます。

最後に、施行期日につきましては、公布の日から施行するものでございます。

以上、議案第1号 長南町伊藤園グリーンクラブこどもの遊び場づくり基金条例の制定についての内容の説明を終わらさせていただきます。ご審議賜り、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松野唱平） これで議案第1号の内容の説明は終わりました。

次に、議案第2号から議案第7号までの内容の説明を求めます。

河野総務課長。

[総務課長 河野 勉登壇]

○総務課長（河野 勉） それでは、議案第2号 長南町犯罪被害者等支援条例の制定につきましてご説明申し上げます。

お手元の議案書、3ページをお開きいただきたいと存じます。

議案第2号 長南町犯罪被害者等支援条例の制定について。

長南町犯罪被害者等支援条例を次のように制定する。

令和7年2月28日提出、長南町長、平野貞夫。

説明に当たりましては、議案書及び参考資料を中心に説明をさせていただきます。

議案書の4ページ及び参考資料の2ページをお開きいただきたいと存じます。

参考資料1の制定の趣旨でございますが、犯罪被害者等基本法の制定に基づき、総合的かつ計画的な犯罪被害者支援を推進するとともに、関係機関と協力し、地域における途切れのない支援体制を構築していくため、新たに条例を制定するものです。

次に、2の制定の内容でございますが、議案書の4ページを併せてご覧ください。

主な内容の説明となります、第1条の目的ですが、これは平成16年の国の犯罪被害者等基本法に基づき、同法律第5条の地方公共団体の責務にのっとり、町及び町民等の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等を支援するための施策の基本となる事項を定め、犯罪被害者等への支援を総合的に推進することをうたっております。

第2条には用語の定義を、第3条には犯罪被害者等への支援についての基本理念をうたっており、議案書の5ページをご覧ください。

第4条には町の責務を、第5条には町民等の責務、第7条からは具体的な支援内容として、見舞金の支給や種類、対象者を、議案書を1枚おめくりいただき6ページをご覧ください。あわせまして、参考資料2の制定の内容もご覧ください。

第11条には、参考資料の制定の内容にもあるとおり、見舞金の額とし、犯罪行為により傷害を受けた方の障害見舞金として、全治1か月から3か月未満は5万円、3か月以上には10万円、亡くなってしまった際の遺族見舞金として30万円を定めさせていただき、議案書7ページも併せてご覧いただきたいと思います。

第16条及び第17条では、転居費用の助成として、犯罪行為の被害を受けたことにより、従前の住居に居住することが困難となった際の転居に要した費用を、上限5万円として助成をさせていただくものでございます。

次に、施行日ですが、参考資料3ページをご覧ください。

施行期日は、令和7年4月1日から施行し、第7条から第18条までの規定は、この条例の施行の日以後に行われた犯罪行為による被害について適用をさせていただくものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、議案第2号 長南町犯罪被害者等支援条例の制定につきましての説明とさせていただきます。

続きまして、議案第3号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定につきましてご説明申し上げます。

お手元の議案書9ページをお開きいただきたいと存じます。

議案第3号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように制定する。

令和7年2月28日提出、長南町長、平野貞夫。

説明に当たりましては、議案書及び参考資料を中心に説明をさせていただきます。

議案書の10ページ及び参考資料4ページをお開きいただきたいと存じます。

参考資料1の改正の趣旨でございますが、刑法等の一部を改正する法律の施行により、懲役及び禁錮刑が拘禁刑として単一化されたことに伴い、関係条例の一部を改正するものです。

懲役とは、刑事施設に拘置して所定の作業を行わせる刑罰を、禁固刑とは、刑事施設に拘置するが作業を行わなくてよい刑罰であり、それらを一本化して拘禁刑とし、拘禁刑は、刑事施設に拘置する刑罰であり、改善更生を図るため必要な作業を行わせ、または必要な指導を行うことができるもので、今回拘禁刑を創設することで、一律に作業を行わせるのではなく、作業と指導の組合せにより、個々の受刑者の特性に応じた柔軟な処遇を推進することを目的としています。

次に、2の改正の内容でございますが、議案書の10ページをご覧ください。

今回、字句の改正となります条例につきましては、第1条としまして、長南町個人情報の保護に関する法律施行条例中、附則第3条、第4項及び第5項、次に第2条として、長南町一般職の職員の給与等に関する条例中、第18条の2第3号、第4号及び第18条の3第1項第1号及び第3項第1号、次に第3条として、長南町小規模埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に関する条例中、第26条、最後に第4条として、長南町公害防止条例中第35条に規定をされております「懲役」を「拘禁刑」に改めるものです。

また、第5条以降には、罰則の適用等に関する経過措置を記載しております。

なお、本条例は、千葉地方検察庁に内容の協議をお願いしており、罰則については特段問題のない旨回答をいただいているところです。

参考資料のほうを、またご覧ください。

次に、施行期日ですが、刑法等の一部を改正する法律の施行の日から施行するものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、議案第3号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定につきましての説明とさせていただきます。

続きまして、議案第4号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定につきましてご説明申し上げます。

お手元の議案書12ページをお開きいただきたいと存じます。

議案第4号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように制定する。

令和7年2月28日提出、長南町長、平野貞夫。

説明に当たりましては、議案書及び参考資料を中心に説明をさせていただきます。

議案書の13ページ及び参考資料の9ページをお開きいただきたいと存じます。

参考資料1の改正の趣旨でございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正され、令和7年4月1日に施行されることに伴い、条項ずれが生じる関係条例について、一括して改正をするものです。

次に、2の改正の内容でございますが、議案書の13ページを併せてご覧ください。

今回、条項ずれとなる条例につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、カード代替電磁的記録に係る規定が同法第2条第7項の次に規定をされ、第8条以降が1項ずつ繰り下がることから、現行の関係条例の引用条例を改正をするものです。

第1条として、長南町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例中、第2条で、「第2条第8項」を「第2条第9項」に、「第2条第12項」を「第2条第13項」に、「第2条第14項」を「第2条第15項」に改め、第2条として、長南町税条例中、第36条の2第9項、第63条の2第1項第1号、第89条第2項第2号、第139条の3第2項第1号中、「第2条第15項」を「第2条第16項」に改めるものです。

次に施行期日ですが、令和7年4月1日から施行するものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、議案第4号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定につきましての説明とさせていただきます。

続きまして、議案第5号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明申し上げます。

お手元の議案書14ページをお開きいただきたいと存じます。

議案第5号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年2月28日提出、長南町長、平野貞夫。

説明に当たりましては、議案書及び参考資料を中心に説明をさせていただきます。

議案書の15ページ及び参考資料の14ページをお開きいただきたいと存じます。

参考資料1の改正の趣旨でございますが、育児休業・介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律により、職員の超過勤務の免除の対象となる子の範囲の拡大及び仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備に関して法改正がされ、令和7年4月1日から施行されることに伴い、町関係条例について改正を行うものでございます。

次に、2の改正の内容でございますが、議案書の15ページを併せてご覧ください。

第1条として、職員の勤務時間、休暇等に関する条例中、第8条の2で、超過勤務の免除の対象となる子の範囲の拡大として、子を養育する職員の超過勤務の免除について、その対象となる職員の子の範囲を3歳未満の子から小学校就学前の子に拡大するものです。

続きまして、第15条及び新規追加として、第17条の2及び第17条の3では、仕事と介護の両立支援制度の周知及び意向確認並びに勤務環境の整備ということで、介護が必要となった職員に対し、仕事と介護の両立支援制度の周知及びその利用の意向確認を行うよう規定するとともに、利用しやすい勤務環境の整備に関する措置として、職員に対する当該制度等に係る研修の実施、相談体制の整備を行うものです。

議案書の16ページをお開きください。

第2条として、職員の育児休業等に関する条例では、法改正に伴います引用規定の整備を行い、第61条第32項において読み替えて準用する同条例「第29項」を「第61条の2第20項」に改めるものです。

次に、施行期日ですが、令和7年4月1日から施行するものでございます。

また、経過措置として、この条例の施行日の日以降の費用、勤務時間制限開始日とする改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条の2第2項の規定による請求を行おうとする職員は、施行日前においても、規則の定めるところにより、当該請求を行うことができるとするものです。

以上、大変雑駁な説明でございますが、議案第5号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましての説明とさせていただきます。

続きまして、議案第6号 長南町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明申し上げます。

お手元の議案書17ページをお開きいただきたいと存じます。

議案第6号 長南町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年2月28日提出、長南町長、平野貞夫。

説明に当たりましては、議案書及び参考資料を中心に説明をさせていただきます。

議案書の18ページ及び参考資料の20ページをお開きいただきたいと存じます。

参考資料1の改正の趣旨でございますが、令和6年度の国の人事院勧告、県の人事委員会勧告に基づきまして、一般職の期末勤勉手当について、0.1月分の引上げがされたことにより、特別職においても一般職同様に期末手当の引上げを行うものでございます。

次に、2の改正の内容でございますが、議案書の18ページを併せてご覧ください。

第1条では、第4条第2項の期末手当につきまして、「100分の225」を、6月に支給する場合には「100分の225」、12月に支給する場合には「100分の235」に改めさせていただくものでございます。

第2条では、先ほどの第1条で改正をさせていただきます期末手当につきまして、6月に支給する場合には「100分の225」、12月に支給する場合には「100分の235」を「100分の230」に改めさせていただき、令和6年度の率を令和7年度で均等に配分するものでございます。

次に、施行期日ですが、この条例は公布の日から施行するものでございます。

ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行させていただき、第1条の規定による改正後の長南町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の規定は令和6年4月1日から適用させていただくものです。

以上、大変雑駁でございますが、議案第6号 長南町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましての説明とさせていただきます。

続きまして、議案第7号 長南町一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定につき

ましてご説明申し上げます。

お手元の議案書19ページをお開きいただきたいと存じます。

議案第7号 長南町一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年2月28日提出、長南町長、平野貞夫。

説明に当たりましては、議案書及び参考資料を中心に説明をさせていただきます。

議案書の20ページ及び参考資料の23ページをお開きいただきたいと存じます。

参考資料1の改正の趣旨でございますが、令和6年8月8日付の人事院勧告により、人事管理上の重点課題に対応し、俸給、民間給与との較差2.76%及び地域手当、扶養手当、ボーナス等の諸手当にわたり、包括的に給与制度を整備する勧告がされ、そのことを受け、千葉県人事委員会勧告におきましても、昨年10月8日付で、人事院勧告に基づく改正が実施されることに倣い、町給与等関係条例につきまして改正を行うものです。

この人事院勧告等の概要でございますが、人事院等が行いました職種別民間給与実態調査結果によりますと、昨年8月から本年7月までの1年間において、月例給では、国家公務員給与が民間給与を平均1万1,183円下回っていたことから、民間企業における初任給の動向や公務において人材確保が喫緊の課題であることを踏まえ、初任給をはじめ若年層に重点を置きつつ、おおむね30代後半までの職員に重点を置いて、全職員を対象に俸給表の引上げ改定を、令和6年4月に遡及し実施する勧告が出されたところでございます。

また、国家公務員の期末手当及び勤勉手当の年間の支給月数4.5月が、民間事業所の特別給の4.6月分の支給割合を0.1月分下回っていたことから、支給月数を0.1月分引き上げ4.6月分とし、昨年12月期の支給分から引き上げる勧告が出されたところでございます。これにより、本町におきましても、国・県と同様に改正をするものでございます。

次に、2の改正の内容でございますが、第1条では、長南町一般職の職員の給与等に関する条例中、令和6年度の一般職の期末手当の年額支給額を「4.50月」から「4.60月」、再任用短時間勤務職員では、年間支給月数を「2.35月」から「2.40月」へ改正し、内容としましては参考資料の25ページをお開きいただきたいと存じます。

失礼しました。21ページをお開きいただきたいと存じます。

第18条の期末手当につきましては、第2項の一般職では、「100分の122.5」を、6月に支給する場合には「100分の122.5」、12月に支給する場合には「100分の127.5」に改め、第3号の定年前再任用短時間勤務職員では、「100分の127.5」とあるのは「100分の71.25」に改めさせていただきます。

第19条第2項の勤勉手当につきましては、第1号の一般職では、「100分の102.5」を、6月に支給する場合には「100分の102.5」、12月に支給する場合には「100分の107.5」に改め、第2号の定年前再任用短時間勤務職員では、「100分の48.5」を、6月に支給する場合には「100分の48.75」、12月に支給する場合には「100分の51.25」に改めさせていただくものです。

期末・勤勉手当合わせまして、一般職員では、年間支給月数を「4.50月」から「4.60月」へ、再任用短時間勤務職員では、年間支給月数を「2.35月」から「2.40月」へ改めさせていただくものでございます。

次に、議案書21ページから24ページの別表第1及び25ページから28ページの別表第2の第5条関係の給料表の改正では、民間給与との均衡を図るため、勧告では、月例給の引上げ改定を令和6年4月に遡及して行うこ

ととし、具体的には、高卒者に係る初任給を2万3,600円引き上げ、大卒者に係る初任給を23万8,000円引き上げるとする若年層に重点を置いた引上げがされるものでございます。

なお、町給料表全体としての平均改定率は3.5%でございます。これにより、本町におきましても、国・県と同様に給料表を改正するものでございます。

参考資料の39ページをお開きいただきたいと存じます。

第2条の長南町一般職の職員の給与等に関する条例のうち、まず扶養手当ですが、第10条第3項の扶養手当の規定のうち、配偶者の扶養手当を、令和6年度「6,500円」から令和7年度「3,000円」、令和8年度では「なし」と段階的に廃止がされ、代わりに子供への扶養手当を、令和6年度「1万円」から令和7年度「1万1,500円」、令和8年度では「1万3,000円」と、段階的に上昇させてまいります。

参考資料の41ページをお開きいただきたいと存じます。

第10条の3地域手当でございますが、附則第28項におきまして、地域手当を当分の間支給しなかったものを、令和7年度から「2%」、令和8年度から「4%」の支給を実施するものです。

続きまして、第10条の5単身赴任手当では、採用に伴い支給要件を満たした職員に対して支給されるものとなります。

参考資料の42ページをお開きいただきたいと存じます。

第16条の2管理職特別勤務手当でございますが、管理職特別勤務手当に関する支給対象時間につきまして、「午前0時から午前5時」までであったものを、「午後10時から午前5時」までに対象時間を拡大させていただくものでございます。

参考資料43ページ、44ページをお開きいただきたいと存じます。

第18条の期末手当、第19条の勤勉手当では、一般職員及び定年前再任用短時間勤務職員の期末勤勉手当をそれぞれ一般職4.6月、再任用短時間勤務職員2.4月になるよう、年度内の支給率を平準化する改定を行い、第20条の通勤手当については、支給限度額を1か月当たり15万円と設定され、第20条の6では、定年前再任用短時間勤務職員に、新たに住居手当が支給されることとなります。

参考資料の45ページの下段から46ページの行政職給料表に係ります新旧対照表をご覧ください。

今回、行政職給料表が改正されたことに伴いまして、3級から7級までの給料表のうち、各級の初号付近の号給がカットされ、初号の給料月額が引き上げられました。

行政職給料表の改定として、各種の初号付近の号給をカットし、初号の給料月額を引き上げさせていただき、新たに附則別表第1の新号給への対応表により新しい号給に変更させていただきます。

参考資料24ページにお戻りください。

次に、第3条及び第4条では、本町では該当職員はおりませんが、一般職の任期付職員の採用等に関する条例が改正され、第3条では、特定任期付職員の給料月額の改定として、令和6年度期末手当の支給月数を「3.40月」から「3.45月」へ上昇、第4条では、特定任期付職員の業績手当を廃止し、勤勉手当を新たに支給し、令和7年度の期末・勤勉手当の年間支給月を「3.45月」から「3.65月」へ上昇しております。

第5条では、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の整備につきまして、暫定再任用職員の定義に関する法改正に伴い、引用規定の改正等を行うものです。

次に、施行期日ですが、公布の日から施行するものですが、第2条、第4条及び第5条の規定は令和7年4月1日から施行し、第2項として第1条の規定による改正後の長南町の職員の給与等に関する条例の規定及び、第3条の規定による改正後の任期付職員の採用等に関する条例の規定は、令和6年4月1日から適用させていただくものでございます。

以上、大変雑駁でございますが、議案第2号 長南町犯罪被害者等支援条例の制定についてから議案第7号 長南町一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定につきましての説明とさせていただきます。ご審議いただきまして、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松野唱平） これで議案第2号から議案第7号までの内容の説明は終わりました。

ここで暫時休憩とします。再開は午前11時5分からを予定しております。

（午前10時50分）

○議長（松野唱平） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時05分）

○議長（松野唱平） 次に、議案第8号から議案第10号までの内容の説明を求めます。

長谷福祉課長。

〔福祉課長 長谷英樹登壇〕

○福祉課長（長谷英樹） それでは、議案第8号から議案第10号までの内容についてご説明させていただきます。

議案書48ページをお開きください。

議案第8号 長南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

長南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年2月28日提出、長南町長、平野貞夫。

それでは、議案書の49ページをお願いいたします。また、参考資料の70ページを併せてご覧いただきたいと存じます。

まず、改正の趣旨でございますが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第14次地方分権一括法により、栄養士法が改正され、現行では、管理栄養士になるためには栄養士の資格が必要となっていましたが、改正後は管理栄養士養成施設卒業者に係る管理栄養士国家試験の受験資格としての栄養士免許を取得せずとも、管理栄養士となることが可能となることから、国で定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

2の改正の内容でございますが、第16条（食事の提供の特例）でございますが、第1項第2号中、「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、「栄養士又は管理栄養士」とするものでございます。

施行期日につきましては、法律が施行される令和7年4月1日からとするものでございます。

参考資料71ページから72ページにつきましては、新旧対照表となっておりますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議案第8号 長南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての内容の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第9号の内容についてご説明させていただきます。

議案書の50ページをお開きください。

議案第9号 長南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び長南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

長南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び長南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年2月28日提出、長南町長、平野貞夫。

それでは、議案書の51ページをお願いいたします。また、参考資料の73ページを併せてご覧いただきたいと存じます。

1の改正の趣旨でございますが、家庭的保育事業者等につきましては、国で定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準及び特定保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準により、保育内容支援、代替保育及び卒園後の受皿に係る連携協力を行う施設を適切に確保しなければならないこととされておりますが、連携施設の確保が著しく困難でも、必要な適切な支援を行うことができると市町村が認める場合において、連携施設を確保する必要がないとする経過措置が講じられておりましたが、全国的に連携施設の確保が進んでいない状況を鑑み、経過措置期間の5年間延長を含め、連携施設に係る基準を緩和しようとする子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令が公布され、設備運営基準及び運営基準が見直されたことに伴い、国の基準に準じ、本条例の一部を改正するものでございます。

2の改正の内容でございますが、本条例につきましては、第1条関係として、長南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を、第2条関係として、長南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を、それぞれ一部改正するものでございます。

参考資料では74ページとなりますが、1点目として、保育内容支援に係る連携協力に関する見直しに係る改正につきまして、第1条関係では、改正後の第6条第2項及び第3項、第2条関係では、改正後の第42条第2項及び第3項となります。保育内容支援に係る連携協力について、以下のとおりとさせていただくものでございます。

第1号として、保育内容支援に係る連携協力について、市町村長が家庭的保育事業者等による保育内容支援の提供に係る連携施設の確保が著しく困難と認める場合であって、次のア、イの要件の全てを満たすと認めるときは、当該連携施設を確保しないことができるとしているものでございます。

アとして、指定家庭的保育事業者等と第2号で定める連携協力を行う者との間で、それぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イとして、第2号で定める連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

第2号として、第1号で定める場合において、家庭的保育事業者等は、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行うものを保育内容支援に係る連携協力を行うものとして適切に確保しなければならないこととする旨、規定を加えるものでございます。

2点目として、代替保育に係る連携協力に関する見直しの改正につきましては、第1条関係では、改正後の第6条第4項及び第5項、第2条関係では、改正後の第42条第4項及び第5項となります。代替保育に係る連携協力について、市町村長は代替保育の提供に係る連携施設の確保が困難であると認める場合において、家庭的保育事業者等による連携協力をう者の確保の促進のために、必要な措置を講じてもなお当該者の確保が著しく困難であると認めるときは、代替保育に係る連携施設を確保しないことができることとする旨の規定を追加するものでございます。

そして、3点目として、連携施設経過措置の延長に係る改正につきましては、第1条関係では、附則第4条、第2条関係では、附則第5条となります。連携施設に関する経過措置を5年間延長するため、経過措置の期限を10年から15年に改めるものでございます。

4点目として、法改正による項ずれの字句の修正等による所要の改正を行うものでございます。

施行期日につきましては、内閣府令が施行される令和7年4月1日からとするものでございます。

参考資料76ページから83ページにつきましては、新旧対照表となっておりますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議案第9号 長南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び長南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての内容の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第10号の内容につきましてご説明させていただきます。

議案書54ページをお開きいただきたいと存じます。

議案第10号 長南町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

長南町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年2月28日提出、長南町長、平野貞夫。

それでは、議案書の55ページをお願いいたします。また、参考資料の84ページを併せてご覧いただきたいと存じます。

1の改正の趣旨でございますが、包括支援センターの職員配置について、人材確保が困難となっている現状を踏まえ、3職種、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の配置は原則としつつ、柔軟な職員配置を可能とするため、介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令が公布され、介護保険法施行規則に規定する地域包括支援センターにおける職員の配置基準が見直されたことに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

2の改正の内容でございますが、第3条で、職員に係る基準及び当該職員の員数について規定しております

が、第1項中、「員数」の次に、「地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの運営状況を勘案し必要と認める場合は、常勤換算方法によることを可能とする」旨規定を加え、続いて、同条第2項を第3項とし、第2項に「前項の規定にかかわらず、地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターを一つの区域として、当該複数のセンターに配置すべき3職種の常勤職員数の合計を配置することにより、それぞれのセンターの配置基準を満たすものとする。この場合において2職種の配置は必須とする」旨、規定を加えるものでございます。

そして、その他所要の改正として、条項ずれ等の改正をしようとするものでございます。

施行期日につきましては、公布の日からとするものでございます。

参考資料86ページから87ページは新旧対照表となっておりますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議案第10号 長南町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の制定についての内容の説明とさせていただきます。議案第8号から議案第10号までの内容につきまして、ご審議いただきましてご可決くださいますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（松野唱平） これで議案第8号から議案第10号までの内容の説明は終わりました。

次に、議案第11号の内容の説明を求めます。

石川産業振興課長。

〔産業振興課長 石川和良登壇〕

○産業振興課長（石川和良） それでは、議案第11号について説明を申し上げます。

議案書56ページをお開きください。

議案第11号 長南町地域農業推進基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例の制定について。

長南町地域農業推進基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例を次のように制定する。

令和7年2月28日提出、長南町長、平野貞夫。

議案書57ページをご覧いただきまして、併せて内容の説明につきましては、参考資料88ページをお願いいたします。

まず、制定の趣旨でございますが、全農家参加型農業による集落営農組織の確立を目指すとともに、新たな耕作放棄地の発生を防ぐため、地区内の農地を集積し、経営面積を拡大することから、将来を見据えた施設整備を実施するに当たり、必要な財源として長南町地域農業推進基金を平成23年3月に設置いたしました。

平成24年度から事業を始め13年間、地域営農組織等の機械また施設の整備を図ってまいりましたが、今年度、事業執行により、基金のほぼ全額を取り崩し、残金20万円となること、また、この基金事業で実施しておりました長南町地域農業整備事業補助金については、令和7年度から一般会計予算において単年度ごと計上し、引き続き実施することから、基金は設置目的を果たし、その役割を終了するため、基金廃止の条例を制定するものでございます。

2の制定の内容でございますが、長南町地域農業推進基金の設置、管理及び処分に関する条例は廃止するという内容でございます。制定の趣旨でも申し上げましたとおり、今年度の事業執行により、ほぼ全額を取り崩すことから、基金はその役割を終了するため、廃止するための条例を制定するものでございます。

施行期日でございますが、今年度末までは基金を設置しておくため、基金を廃止する本条例の施行期日は令

和7年4月1日とさせていただくものでございます。なお、経過措置といたしまして、施行期日の前日において、廃止前の長南町地域農業推進基金の設置、管理及び処分に関する条例に基づく基金に属していた財産は、長南町財政調整基金条例に基づく基金に属する財産とみなすものでございます。

以上、議案第11号 長南町地域農業推進基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する制定についての内容の説明を終わらせていただきます。

大変雑駁な説明でございますが、ご審議賜り、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松野唱平） これで議案第11号の内容の説明は終わりました。

次に、議案第12号の内容の説明を求めます。

河野総務課長。

〔総務課長 河野 勉登壇〕

○総務課長（河野 勉） 議案第12号 財産の無償貸付につき議決を求めるにつきましてご説明申し上げます。

お手元の議案書58ページをお開きいただきたいと存じます。

議案第12号 財産の無償貸付につき議決を求めるについて。

地方自治法第96条第1項第6号の規定により、次のとおり財産を無償で貸し付けることについて、議会の議決を求める。

令和7年2月28日提出、長南町長、平野貞夫。

説明に当たりましては、議案書及び参考資料を中心に説明をさせていただきます。

議案書の59ページ及び参考資料の89ページをお開きいただきたいと存じます。

まず、議案書59ページのほうですが、1の無償貸付する財産の種類でございます。建物及び建物の附属物とするものでございます。

2の無償貸付する財産の所在地等でございますが、所在につきましては、長南町米満101番地先、旧長南町立豊栄小学校でございます。建物につきましては、南側校舎でございまして、鉄筋コンクリート造り、延べ床面積1,158平米のうち197平米でございます。建物の附属物といたしましては、建物に附属する電気設備、給水設備及びその他設備でございます。

3の相手方でございますが、所在地は東京都新宿区西新宿一丁目26番2号、新宿野村ビル23階、名称は株式会社マーキュリー、代表者名は代表取締役会長、林正和氏でございます。

4の無償貸付の期間につきましては、令和7年4月1日から令和12年3月31日までとするものでございます。

参考資料の89ページをご覧ください。

1の提案の趣旨でございますが、旧豊栄小学校の本校舎について、学校事業で利用する部分につきましては、財産の交換、譲渡、無償貸付等に関する条例に基づき、無償貸付となります。また校舎の空き教室の一部を利用し、収益事業を行う部分の貸付につきましては、土地については長南町使用料条例に基づきまして、有償とさせていただき、建物につきましては、他の廃校活用の企業と同様の扱いとして、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき、財産を無償で貸し付けることについて、議会の議決を求めるものでございます。

次に、2の内容につきましてでございますが、参考資料の90ページをお開きください。

5の無償貸付の理由としましては、まず、財政上のメリットとしまして、施設維持管理経費の削減として年間約100万円ほどの削減効果が挙げられます。次に、地域貢献等としまして、1つ目として、災害避難所や選挙投票所としての協力、2つ目として、ふるさと納税返礼品としての取扱い、3つ目として、インターネット販売による知名度向上、4つ目として、長南フェスティバルへの参加ですとか、花火大会の準備作業へのボランティアの参加、5つ目として、プロサッカー選手によります地元サッカー教室の開催などが挙げられます。また、雇用の創出としても、町民優先の雇用の創出を行う予定であるとのことです。

加えまして、今回、収益事業を行う部分につきましては、専門学校として学科で創設をされておりますＩＴ学科やビジネス学科とも関係する職業訓練の一環ともつながることから、教育事業の一助になるものと思料をしております。これらのことから、無償による貸付をお願いするものでございます。

以上、大変雑駁でございますが、議案第12号 財産の無償貸付につき議決を求めるにつきましての説明とさせていただきます。ご審議いただきまして、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松野唱平） これで議案第12号の内容の説明は終わりました。

次に、議案第13号の内容の説明を求めます。

高徳建設課長。

〔建設課長 高徳一博登壇〕

○建設課長（高徳一博） それでは、議案第13号の内容につきまして説明をさせていただきます。

お手元の議案書60ページをご覧ください。

議案第13号 長南町道路線の廃止について。

道路法第10条第1項の規定により、長南町道路線を下記のとおり廃止することについて、議会の議決を求める。

令和7年2月28日提出、長南町長、平野貞夫。

廃止する路線でございますが、路線名、3級町道報恩寺26号線、起点につきましては、報恩寺字滝ノ谷832、終点につきましては、同じく報恩寺字滝ノ谷831でございまして、重要な経過地はございません。

この箇所につきましては、議員控室に位置図、道路台帳図を掲示させていただきましたが、報恩寺にございますワークハピネス農園茂原ファームの敷地に隣接している土地でございまして、現在の施設が建設される前に行われました土砂採取の際、大型車を進入させるため、町道部分に盛土が行われ、現状はのり面となっております。延長につきましては、47.9メートル、面積は地籍調査により確定しており、223平米です。

この部分の草刈りなどの管理を、隣接するワークハピネスが行っており、払下げを受け、会社の敷地として一体的に管理したいとの申入れがありました。道路に隣接する土地は、水路のほかは企業のみであり、払下げを行っても支障がないことから、今回、道路線の廃止の議案を提出させていただいたところです。

以上、大変雑駁な説明でございますが、議案第13号 長南町道路線の廃止についての内容説明とさせていただきます。ご審議賜りまして、ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（松野唱平） これで議案第13号の内容の説明は終わりました。

次に、議案第14号の内容の説明を求めます。

江澤企画財政課長。

[企画財政課長 江澤卓哉登壇]

○企画財政課長（江澤卓哉） それでは、議案第14号 令和6年度長南町一般会計補正予算（第5号）の内容の説明を申し上げます。

今回の補正予算の内容といたしましては、事務事業費の精算及び人件費の過不足調整に伴う減額並びに地籍調査業務委託料及び財政調整基金積立金の追加が主な内容となっております。

それでは、別冊の補正予算書1ページをお開き願います。

議案第14号 令和6年度長南町一般会計補正予算（第5号）。

令和6年度長南町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の補正でございます。

第1項といたしまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億2,862万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56億1,024万5,000円とする。

第2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

第2条、継続費の補正でございます。

継続費の変更及び廃止は、第2表、継続費補正による。

第3条、繰越明許費でございます。地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第3表、繰越明許費による。

第4条、地方債の補正でございます。

地方債の変更は、第4表、地方債補正による。

令和7年2月28日提出、長南町長、平野貞夫。

2ページをお願いいたします。

2ページから5ページまでが第1表、歳入歳出予算補正となります。内容につきましては、後ほど事項別明細書によりご説明申し上げます。

6ページをお願いいたします。

第2表、継続費補正でございますが、1の変更といたしまして、2款1項総務管理費では、総合計画後期基本計画・総合戦略策定事業及び直売所交流施設基本計画策定事業、7款5項都市計画費では、都市計画マスターープラン策定事業について、事業執行に伴い契約差金が生じたことから、変更を行うものでございます。

2の廃止につきましては、中央公民館建て替えに伴う複合施設の整備について提案し、基本計画策定を進めんべく継続費を設定しておりましたが、本提案を白紙に戻させていただきたいことから、2款1項総務管理費で設定していた中央公民館基本計画策定事業について廃止をお願いするものでございます。

8ページをお願いいたします。

第3表、繰越明許費でございますが、歳出予算の経費の金額のうち、その性質上又は予算成立後の事由により、年度内に支出が完了しない見込みがあるものについて、翌年度に繰り越して使用できるように、対象事業限度額を定めるものであり、本補正予算で追加となる事業も含めた11事業について、繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

10ページをお願いいたします。

第4表、地方債補正でございます。変更といたしまして、緊急自然災害防止対策事業について、河川維持事業の執行に伴い、起債限度額を1,210万円減額し1,390万円に、脱炭素化推進事業について、保健センターLED改修事業の執行に伴い、起債限度額を30万円減額し2,670万円に、過疎対策事業について、町道利根里線道路改良工事、道路改良・舗装新設修繕事業及び橋梁修繕工事の執行に伴い、起債限度額を1,510万円減額し1億2,170万円に、それぞれ変更しようとするものでございます。

それでは、事項別明細書により、歳出からご説明いたします。

歳出につきましては、今年度の人事異動に伴い、各科目で余剰となった人件費について減額をすること及び給与改定により増額となる人件費の過不足調整により、一部報酬等を除いた人件費全体では1,959万1,000円の減額をさせていただくものでございます。

また、各事務事業につきましては、多岐にわたって精算がございます。したがいまして、人件費及び事務事業費の精算に係る補正につきましては、一部説明を省略させていただき、今回追加となる内容を中心にご説明をさせていただきます。

19ページをお願いいたします。

1款議会費、1項議会費は、精算により505万1,000円の減額でございます。

2款総務費、1項総務管理費は、1,045万6,000円の減額でございます。

主なものといたしまして、5目財産管理費では、20ページとなりますが、14節工事請負費で、雨漏り等の状況から急を要するため、保健センター屋上防水工事2,145万円の追加をお願いし、特定財源として公共施設等整備基金繰入金を充てさせていただくものでございます。

18節負担金補助及び交付金では、旧西小学校屋上防水及び消防設備等改修工事負担金770万円の追加をお願いするものですが、これは借受け事業者が改修工事を実施するに当たって、工事費の2分の1を町が負担するものでございます。

6目企画費では、12節委託料で、ふるさと納税業務委託料100万円及び13節使用料及び賃借料で、ふるさと納税申込みフォーム使用料22万円の追加につきまして、ふるさと納税申込み者数の増加に伴い、お願いをするものでございます。

21ページをお願いいたします。

12目過疎対策費では、12節委託料で、デマンドタクシー利用者の増加に伴い、新公共交通システム運行業務委託料100万円を追加するものでございます。

22ページをお願いいたします。

13目庁舎建設事業費では、12節委託料で、附属棟を使用できる状態にするため、改修工事実施設計業務委託料297万円及び改修工事施工管理業務委託料82万5,000円の追加を、14節工事請負費で、附属棟改修・庁舎周辺整備工事の見直しにより、2,094万4,000円の減額及び駐車場舗装工事の精算により652万3,000円の減額を、18節負担金補助及び交付金で、駐車場整備に係るガス供給管入替工事に伴う負担金220万円の追加をそれぞれお願いするものでございます。

特定財源その他の2,367万2,000円の減額につきましては、公共施設等整備基金繰入金となります。

2項徴税費は、人件費の減により177万1,000円の追加をお願いするものでございます。

3項戸籍住民基本台帳費は、350万1,000円の追加をお願いするものでございます。

23ページをお願いいたします。

1目戸籍住民基本台帳費で、戸籍の振り仮名通知書作成業務に関して、11節役務費で郵便料79万1,000円、12節委託料で、通知書作成業務委託料196万3,000円を追加することが主な内容であり、事業費全額に国庫補助金、社会保障・税番号システム整備費補助金を充てさせていただくものでございます。

4項選挙費は、人件費の減により221万6,000円の減額、5項統計調査費も人件費の減により20万3,000円の減額とするものです。

3款民生費、1項社会福祉費は、148万1,000円の減額でございます。

24ページをお願いいたします。

主なものといたしまして、1目社会福祉総務費は、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を用いて、今年度実施した低所得者支援給付金及び定額減税調整給付金に係る精算及び同交付金について、国の令和6年度補正予算に計上された令和6非課税世帯追加分の給付金の追加が主な内容となっており、11節役務費の郵便料及び口座振込手数料並びに12節委託料のシステム運用業務委託料については、2つの給付金の精算による減額と1つの追加給付金による増額を差し引いた額を計上させていただいてございます。

また、給付金自体の精算の追加につきましては、18節負担金補助及び交付金に計上してございます。

25ページをお願いいたします。

19節扶助費は、利用者の増加により、不足する障害児施設措置費及び訓練と給付費の扶助について、計500万円を追加するものでございます。

22節償還金利子及び割引料で、過年度分の国庫負担金の精算による返還金として、323万3,000円を追加するものでございます。

26ページをお願いいたします。

2項児童福祉費は、人件費の増などにより、642万8,000円の追加をお願いするものでございます。

4款衛生費、1項保健衛生費は、3,827万円の減額となります。

1目保健衛生総務費は、12節委託料で、今年度事業量の減により、自治体情報システム標準化等委託料556万6,000円を減額するものでございます。財源につきましては全額国庫補助金、デジタル基盤改革支援補助金を充てており、こちらを減額するものでございます。

27ページをお願いいたします。

2目予防費は、12節委託料で、新型コロナウイルスワクチン接種者が予定よりも少なく見込まれることから、1,100万円を減額し、特定財源その他のうち805万1,000円について、新型コロナウイルスワクチン助成金を減額するものでございます。

22節償還金利子及び割引料で、過年度分の国庫補助金等の精算による返還金として、252万4,000円を追加するものでございます。

同様の返還金が3目母子保健費及び28ページとなります、4目健康推進費にも計上がございます。

5目環境衛生費は、人件費の減及び精算による減額でございます。

5款農林水産業費、1項農業費は、2,483万9,000円の減額でございます。

主なものといたしまして、29ページとなりますが、3目農業振興費は、精算による減額及び18節負担金補助及び交付金で、事業量の増に伴い、農地中間管理機構集積補助金407万9,000円を追加するものでございます。財源につきましては、全額国庫補助金、農地中間管理事業機構集積協力金を充てさせていただくものでございます。

30ページをお願いいたします。

5目は場整備費は、一部追加もございますが、全体としては精算による減額でございます。

31ページをお願いいたします。

2項林業費は、精算により50万円の減額でございます。

6款商工費、1項商工費は、人件費の減及び精算により270万7,000円の減額でございます。

7款土木費、1項土木管理費は、2億2,270万1,000円の追加でございます。

1目土木管理費は、人件費の減による減額でございます。

32ページをお願いいたします。

2目地籍調査費では、人件費の追加のほか、令和6年度国の補正予算に伴う地籍調査費負担金の交付決定により、11節役務費で郵便料47万1,000円を、12節委託料で、地籍調査業務委託料2億3,456万7,000円をそれぞれ追加するもので、繰越明許費の設定も併せてお願いするものでございます。特定財源につきましては、県地籍調査費負担金1億7,129万8,000円を充てさせていただくものでございます。

2項道路橋梁費は、1,600万2,000円の減額でございます。

3目道路新設改良費は、人件費の追加及び精算による減額、33ページになりますが、4目橋梁維持費は精算による減額でございます。

3項河川費は、精算により1,311万円の減額でございます。

5項都市計画費は、人件費の追加及び事務事業費の精算により85万1,000円の減額でございます。

9款教育費、1項教育総務費は、13万5,000円の減額でございます。

34ページとなりますが、2項小学校費は、91万円の減額、3項中学校費は、126万3,000円の減額、35ページとなりますが、4項社会教育費は53万3,000円の追加となります。いずれも人件費の過不足調整と事務事業費の精算によるものでございます。

5項保健体育費は、64万6,000円の追加でございます。

2目給食施設費の10節需用費で、修繕料70万3,000円の追加をお願いするものでございます。

11款公債費、1項公債費は、利率見直し分及び前年度末借入れ分の利率確定により、210万2,000円の減額でございます。

12款諸支出金、2項基金費は、3億1,255万1,000円の追加で、各基金への積立てを行うものでございます。

1目財政調整基金費は、24節積立金で、2億2,617万5,000円を追加するものです。前年度繰越金の留保額のほか、本補正予算により生じた余剰金などを積立てするものでございます。

36ページをお願いいたします。

2目減債基金は、24節積立金で、昨年度同様に普通交付税において交付された臨時財政対策債償還基金費を

減債基金に積み立てるため、2,001万2,000円を追加するものでございます。

4目ふるさと創生基金費は、ふるさと納税寄附金の増に伴い1,000万1,000円を、5目企業版ふるさと納税地方創生基金費は、存目計上でしたが、企業版ふるさと納税によるご寄附をいただいたことから、200万円をそれぞれ24節積立金で追加するものでございます。

9目公共施設等整備基金費は、今後の公共施設等の整備の財源に充てるための積立てを行うため、24節積立金で、5,000万8,000円の追加をお願いするものでございます。

10目森林環境譲与税基金費は、歳入における森林環境譲与税の増と、本譲与税充当事業の精算に伴う余剰金を積み立てるため、24節積立金で135万4,000円を追加するものでございます。

13目伊藤園グリーンクラブこどもの遊び場づくり基金費は、伊藤園グリーンクラブからのご寄附を本議会で基金条例を新たに制定する中で積立てを行うため、300万円を追加するものでございます。

3項公営企業費は、1目公営企業支出金で、農業集落排水事業会計において、給与改定等に伴う経費の増加があり、これに対し補助が必要となったため、18節負担金補助及び交付金で農業集落排水事業会計補助金58万9,000円を追加するものでございます。

次に、歳入についてご説明いたします。

お手数でございますが、14ページにお戻り願います。

2款地方譲与税から10款地方特例交付金は、国・県からの財政情報等に基づき、それぞれを計上し、補正するものでございます。

11款地方交付税は、決定した普通交付税額の全額を計上させていただきました。

15款国庫支出金、15ページとなりますが、16款県支出金、16ページとなりますが、17款財産収入、18款寄附金、そして、17ページになりますが、19款繰入金から22款町債、これらの内容につきましては、一部ではございますが、歳出でご説明させていただいたとおり、事務事業費の精算による減額及び不足分の追加に伴う補正が主な内容となってございまして、その他といたしましては、歳入の決算見込みによる補正となりますので、説明は省略をさせていただきます。

なお、人件費の補正につきましては、37ページから41ページに給与費明細書が、42ページから43ページにつきましては、継続費に関する調書が、44ページには地方債に関する調書がそれぞれ記載しておりますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

以上、議案第14号 令和6年度長南町一般会計補正予算（第5号）についての内容の説明を終わらさせていただきます。ご審議賜り、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松野唱平） これで議案第14号の内容の説明は終わりました。

次に、議案第15号から議案第16号までの内容の説明を求めます。

山口健康保険課長。

[健康保険課長 山口重之登壇]

○健康保険課長（山口重之） それでは、議案第15号 令和6年度長南町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の内容につきましてご説明申し上げます。

別冊の国民健康保険特別会計補正予算書の1ページをご覧いただきたいと存じます。

議案第15号 令和6年度長南町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。

令和6年度長南町の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出の補正でございます。

第1項、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,742万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億1,235万8,000円とさせていただくものでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるものでございます。

令和7年2月28日提出、長南町長、平野貞夫。

それでは、事項別明細書によりまして、歳出からご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、8ページをご覧いただきたいと存じます。

1款総務費につきましては、1項1目一般管理費では、137万4,000円の減額とするものでございます。こちらは人事異動に伴う人件費の減額でございます。

3項1目運営協議会費では、本年度は開催回数が3回で終了することになったことにより、4万8,000円の減額とするものでございます。

2款保険給付費につきましては、1項1目一般被保険者療養給付費では1億円の減額、2項1目一般被保険者高額療養費では1,600万円の減額とするものでございます。こちらにつきましては、事故者数の減少や高額薬価使用の者の減少により、保険給付費が当初の試算より減になったことより、県支出金、普通交付金の減額をするものでございます。あわせて、財源につきましては、特定財源の国県支出金、普通交付金、一般財源の繰越金の財源更正をお願いするものでございます。

続きまして、8ページから9ページをご覧いただきたいと存じます。

3款国民健康保険事業費納付金につきましては、1項1目一般被保険者医療給付費分では、国民健康保険税特定財源のその他、基盤安定繰入金の保険税軽減分、保険者支援分、未就学児童均等割と、産前産後の保険税の軽減分の減額や、財政安定化基金の特別交付金の増額などを試算した中で、特定財源から一般財源へ財源更正とするものでございます。一般財源分は、前年度繰越金を充当いたします。

続きまして、歳入をご説明申し上げますので、恐れ入りますが、6ページをご覧いただきたいと存じます。

1款国民健康保険税につきましては、1項1目被保険者国民健康保険税では、被保者数の減に伴い、保険税の減収分804万5,000円の減額とするものでございます。

3款県支出金につきましては、1項1目保険給付費等交付金では、給付費等に係る経費について交付されるもので、当初の試算より減ったことにより、1億1,994万3,000円の減額とするものでございます。

5款繰入金につきましては、1項1目一般会計繰入金の1節保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）では、軽減該当の世帯数が当初の試算より減ったことにより、212万6,000円の減額とするものでございます。

2節保険基盤安定繰入金（保険者支援分）では、軽減該当の被保者数が当初の試算より減ったことにより、52万5,000円の減額とするものでございます。

3節未就学児均等割保険税繰入金では、軽減対象の被保者数が当初の試算より減になったことにより、8万1,000円の減額とするものでございます。

4節職員給与費等繰入金では、人事異動により142万2,000円の減額とするものでございます。

5節産前産後保険税繰入金では、軽減対象の被用者数が当初予算より減になったことにより、21万4,000円の減額とするものでございます。

7節財政安定化支援事業繰入金では、算出に用いるケース時において、低所得者及び60歳以上の被用者が当初の試算より増となったことにより、27万5,000円を追加するものでございます。

続きまして、6ページから7ページをご覧いただきたいと存じます。

6款繰越金につきましては、前年度の決算に基づき、1,465万9,000円の追加とするものでございます。

なお、10ページからは給与費明細書となっておりますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

続きまして、議案第16号 令和6年度長南町後期高齢者医療特別会計補正予算の第1号の内容につきましてご説明申し上げます。

それでは、別冊の後期高齢者医療特別会計補正予算書の1ページをご覧いただきたいと存じます。

議案第16号 令和6年度長南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

令和6年度長南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。

第1項、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ572万8,000円を追加し、1億6,042万8,000円とさせていただくものでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるものでございます。

令和7年2月28日提出、長南町長、平野貞夫。

それでは、事項別明細書によりまして、歳出からご説明申し上げます。

恐れ入りますが、7ページをご覧いただきたいと存じます。

1款総務費につきましては、1項1目一般管理費では、22万2,000円の追加とするものでございます。こちらは人事院勧告に基づく人件費でございます。

2款後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、1項1目後期高齢者医療広域連合納付金では、550万6,000円の追加とするものでございます。こちらにつきましては、令和5年度の納付金の精算や保険料が当初の試算より増となったことにより、納付金の増加によるものでございます。

続きまして、歳入をご説明申し上げますので、恐れ入りますが、6ページをご覧いただきたいと存じます。

1款後期高齢者医療保険料につきましては、1項1目特別徴収保険料では165万1,000円の追加、1項2目普通徴収保険料では38億385万5,000円の追加とするものでございます。こちらにつきましては、保険料の増収に伴うものでございます。

3款繰越金につきましては、前年度の決算に基づき、22万2,000円の追加とするものでございます。

なお、8ページからは、給与費明細書となっておりますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

以上、大変雑駁でございますが、議案第15号 令和6年度長南町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）及び議案第16号 令和6年度長南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の内容の説明とさせていただきます。ご審議賜り、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松野唱平） ここで議案第15号から議案第16号までの内容の説明は終わりました。

ここで暫時休憩とします。

再開は午後1時10分からを予定しております。

（午後 0時04分）

○議長（松野唱平） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時10分）

○議長（松野唱平） 次に、議案第17号の内容の説明を求めます。長谷福祉課長。

〔福祉課長 長谷英樹登壇〕

○福祉課長（長谷英樹） それでは、議案第17号 令和6年度長南町介護保険特別会計補正予算の内容についてご説明申し上げます。

別冊の介護保険特別会計補正予算書の1ページをお開きいただきたいと存じます。

議案第17号 令和6年度長南町介護保険特別会計補正予算（第2号）。

令和6年度長南町の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。

第1項といたしまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ167万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億1,676万9,000円とする。

第2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

令和7年2月28日提出、長南町長、平野貞夫。

それでは、事項別明細書によりまして、歳出からご説明申し上げますので、8ページをお開きいただきたいと存じます。

1款総務費、1項総務管理費につきましては、職員の人事費に係る経費について162万6,000円の減額を、3項介護認定調査会費につきましては、会計年度任用職員の人事費に係る経費について3万1,000円の減額をそれぞれお願いするものでございます。

2款保険給付費につきましては、給付費の決算額を見込む中で、1,328万7,000円の減額をお願いするものでございます。

特定財源につきましては、国県支出金では、介護給付費負担金及び調整交付金について、それぞれの負担割合に基づき、502万2,000円を減額し、その他財源では、支払基金からの介護給付費交付金、一般会計からの介護給付費繰入金及び介護給付費準備基金繰入金について、681万1,000円の減額をするものでございます。

一般財源の145万4,000円の減額につきましては、保険料及び繰越金でございます。

1項介護サービス等諸費につきましては、要介護認定者に係るサービス給付費でございますが、1目居宅介護サービス給付費につきましては、給付費全体の額の変更に伴い、法定負担割合に基づく財源の内訳が変更となることから、財源更正させていただくものでございます。

2目地域密着型介護サービス給付費では、地域密着型通所介護に係る利用者の増により140万4,000円の追加を、3目施設介護サービス給付費では、主に介護老人福祉施設及び介護老人保健施設に係る利用者の減により819万円の減額を、9ページとなりますが、6目居宅介護サービス計画給付費では、昨年度より件数が減となったことから、56万7,000円の減額をそれぞれお願いするものでございます。

2項介護予防サービス等諸費につきましては、要支援認定者に係るサービス給付費でございますが、1目介護予防サービス給付費では、訪問リハの利用者の増により21万9,000円の追加を、5目介護予防サービス計画給付費につきましては、実績に伴い18万2,000円の減額をそれぞれお願いするものでございます。

3項その他諸費、1目審査支払手数料につきましては、昨年度より件数が増えたことに伴い、2,000円の追加をお願いするものでございます。

4項高額介護サービス費につきましては、同じ月に利用したサービスに係る利用者負担額が自己負担限度額を超えた場合に給付するものとなりますが、昨年度より減少となったことにより、333万5,000円の減額をお願いするものでございます。

10ページにかけてとなります、5項高額医療合算介護サービス費では、実績を見込む中で、150万円の減額をお願いするものでございます。

6項特定入所者介護サービス費では、施設入所者が昨年度より減少したことにより、113万8,000円の減額をお願いするものでございます。

4款地域支援事業費につきましては、決算額を見込む中で、250万8,000円の減額をお願いするものでございます。

特定財源につきましては国県支出金では、地域支援事業交付金の負担割合に基づき、89万2,000円を減額し、その他財源では、支払基金交付金及び一般会計からの繰入金で103万9,000円を減額し、一般財源では保険料57万7,000円減額するものでございます。

1項介護予防・日常生活支援総合事業費、1目介護予防生活支援サービス事業費では、12節委託料について、通所型サービス委託料に係る利用者の減により74万6,000円の減額を、18節負担金補助及び交付金について、訪問型及び通所型サービス事業費に係る利用件数が昨年度より減となったことにより154万円の減額を、それをお願いするものでございます。

2目介護予防ケアマネジメント事業費につきましては、実績に伴い46万2,000円の減額をお願いするものでございます。

11ページにかけてとなります、2項包括的支援事業費、1目包括支援センター運営事業費では、包括支援センターに係る人件費について21万5,000円の追加を、3目認知症総合支援事業費につきましては、認知症カフェ事業補助金について、参加団体の増に伴う実績を見込み、2万5,000円の追加をそれぞれお願いするものでございます。

5款諸支出金、1項3目償還金1,577万5,000円につきましては、令和5年度において国・県から町が交付された介護給付費等の返還金でございまして、財源は令和5年度からの繰越金でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、6ページにお戻りいただきたいと存じます。

1款保険料では、1項1目第1号被保険者保険料、1節現年度分につきまして、転出、転入、死亡に伴う保険料の徴収実績を見込み、136万2,000円の減額をお願いするものでございます。

3款国庫支出金、4款支払基金交付金、5款県支出金及び8款繰入金、1項一般会計繰入金につきましては、歳出の減額に伴い、それぞれ負担割合に基づき減額をお願いするものでございます。

また、7ページとなりますが、2項基金繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金につきましては、給付費の減により156万3,000円の減額をお願いするものでございます。

なお、年度末の基金保有高の見込額は、1億6,389万5,867円でございます。

9款繰越金につきましては、前年度の決算に基づき、1,508万4,000円の追加をお願いするものでございます。

なお、12ページからは給与費明細書となっておりますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

以上、大変雑駁な説明ではございましたが、議案第17号 令和6年度長南町介護保険特別会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。ご審議賜りましてご可決くださいますよう、よろしくお願ひいたします。

○議長（松野唱平） これで議案第17号の内容の説明は終わりました。

次に、議案第18号から議案第19号までの内容の説明を求めます。

三上生活環境課長。

〔生活環境課長 三上達也登壇〕

○生活環境課長（三上達也） それでは、議案第18号 令和6年度長南町笠森靈園事業特別会計補正予算（第1号）の内容につきましてご説明申し上げます。

別冊となっております、令和6年度長南町笠森靈園事業特別会計補正予算（第1号）をご覧いただければと存じます。

まず、1ページをお開きください。

議案第18号 令和6年度長南町笠堀靈園事業特別会計補正予算（第1号）。

令和6年度長南町の笠森靈園事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ19万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,219万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

令和7年2月28日提出、長南町長、平野貞夫。

それでは、事項別明細書によりまして、歳出のほうからご説明を申し上げます。

7ページをご覧いただきたいと思います。7ページでございます。

1款1項1目靈園管理費のうち、人件費の関係でございますけれども、1節の報酬で15万円の減、2節給料81万1,000円の増、3節職員手当等12万5,000円の増、4節共済費30万円の減、8節旅費12万円の減と、補正をお願いするものでございます。これは、会計年度任用職員の交代に伴います減及び正職員にあっては、給与改定による増額でございます。

また、12節委託料52万円の減でございますが、これは近年、承継の事案等で弁護士に法律関係の相談を寄せることが増えてまいりましたことから、当初予算に計上をしておったところでございますが、本年度は、その見込みがないということから減額をお願いするものでございます。

次に、24節積立金25万円でございますが、本年度の決算状況を踏まえまして、財政調整積立金への積立てを行うものでございます。

次に、2款1項1目霊園施設費では、12節委託料におきまして、10万円の増額をお願いするもので、霊園内の施設に関して、墓参者の要望に対応する作業等、手すりの取付け等を行いたく、増額をお願いするものでございます。

この財源につきましては、前のページ、6ページをご覧いただきたいと思います。

歳入の5款1項1目1節の繰越金、793万3,000円のうち、歳出の増額補正に対応する分として19万6,000円を充てさせていただくものでございます。

なお、残る773万7,000円につきましては、4款1項1目1節の財政調整基金に係る歳入の減額と相殺する形で、繰越金の増額をお願いするものでございます。

8ページ以降でございますが、給与費明細書になってございますので、後ほどご覧いただければと存じます。

続きまして、議案第19号 令和6年度長南町農業集落排水事業会計補正予算（第2号）の内容につきまして、ご説明を申し上げます。

別冊となつてございます、令和6年度長南町農業集落排水事業会計補正予算（第2号）をご覧いただければと存じます。

1ページ目をお開きください。

議案第19号 令和6年度長南町農業集落排水事業特別会計事業会計補正予算（第2号）。

第1条、総則でございます。

令和6年度長南町の農業集落排水事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条、収益的収入及び支出でございます。

初めに、収入でございますが、第1款下水道事業収益では、営業外収益についての補正を、次に支出では、第1款下水道事業費用におきまして、営業費用及び特別損失の補正をお願いするものでございます。

なお、各項の詳細につきましては、この後、予算実施計画内訳にてご説明を申し上げます。

続きまして、2ページをご覧ください。

第3条、資本的収入及び支出でございます。

予算第4条、本文括弧書き中、資本的収入が資本的支出に対し不足する額216万6,000円を214万6,000円に、当年度分損益勘定留保資金32万1,000円を61万8,000円に、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額140万4,000円及び引継金44万1,000円で補填するものとする。これを当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額107万9,000円及び引継金44万9,000円で補填するものとするに改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

第1款下水道事業資本的収入では、企業債及び国庫補助金の補正を、また、支出では、第1款下水道事業資本的支出で建設改良費の補正をお願いするものでございます。

次に、第4条特例的収入及び支出でございます。

予算第4条の2本文中、「未収金及び未払金の金額は、それぞれ184万円及び220万9,000円である。」を「未収金及び未払金の金額は、それぞれ417万7,000円及び961万2,000円である。」に改めるものでございます。第5条、企業債でございます。

予算第5条に定めた企業債を次のとおり変更する。詳細につきましては、下表に記載のとおりでございます。最後に第6条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費でございます。

これは予算第8条に定めた経費を次のとおり改めるものでございます。その経費は、職員給与費でございますが、既決額1,242万9,000円に補正額28万2,000円を加え、計1,271万1,000円とするものでございます。

令和7年2月28日提出、長南町長、平野貞夫。

それでは、予算実施計画内訳によりまして、収益的支出のほうからご説明を申し上げます。

予算書6ページをお開きいただければと存じます。

まず、収益的支出では、主に給与改定に伴います人件費の増、電話料の値上げに伴う増額補正をお願いするもので、58万9,000円の追加をお願いするものでございます。

当該補正に係る財源でございますが、6ページの上部、収入の部にございますように、一般会計からの繰入金、このページでは他会計補助金と表記がございますが、この補助金を充当するというものでございます。

次に、8ページをご覧いただきたいと思います。

ページの下段、資本的支出からご説明を申し上げます。

1款1項1目施設整備費でございますが、これは公営企業会計等支援業務委託の関係について、入札差金の減額をさせていただくものでございます。

次に、1項2目固定資産購入費でございますが、当初、電気自動車の購入に際しまして、固定資産購入費と一括計上しておりましたその手数料について、収益的支出に振り替える、これが正しい経理というところから振替をさせていただくものでございます。

ページ上部、資本的収入にお戻りいただきまして、1款1項1目1節下水道事業債220万円の増、2節脱炭素化推進事業債260万円の減、合わせて40万円の減でございますけれども、これは電気自動車の購入に当たりまして、起債協議の過程で、2節の脱炭素化推進事業債ではなく、1節の下水道事業債を充てることとなりましたこと及び芝原処理場の曝気攪拌装置の更新工事費用の不足が生じましたことによりまして、それぞれ補正計上を行うというものです。

次に、2目その他の企業債、1節公営企業会計適用債370万円の減でございますが、支出において申し上げました入札差金分を減額したことによりまして、借入れ額も減とするものでございます。

次に、4項1目1節国庫補助金55万円でございますけれども、これは電気自動車の購入に当たりまして、国の外郭団体である一般社団法人次世代自動車振興センターから補助金を得られることとなりましたため、新たに計上をするものでございます。

9ページ以降は、給与費明細書となってございますので、後ほどご覧いただければと存じます。

以上、大変雑駁ではございますが、議案第18号 令和6年度長南町笠森靈園事業特別会計補正予算（第1号）及び議案第19号 令和6年度長南町農業集落排水事業会計補正予算（第2号）に係る説明とさせていただ

きます。ご審議を賜りまして、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松野唱平） これで議案第18号から議案第19号までの内容の説明は終わりました。

次に、議案第20号の内容の説明を求めます。

金坂ガス課長。

〔ガス課長 金坂美智子登壇〕

○ガス課長（金坂美智子） それでは、議案第20号 令和6年度長南町ガス事業会計補正予算（第2号）の内容につきましてご説明申し上げます。

別冊のガス事業会計補正予算書の1ページをお開きいただきたいと存じます。

第1条、総則でございます。

令和6年度長南町ガス事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものでございます。

第2条、業務の予定量でございます。

予算第2条に定めた業務の予定量を次のとおりに改めさせていただくものでございます。

第1号、供給戸数は4,570戸でございまして、当初と比較いたしまして20戸の減となります。

第2号、年間供給量でございますが、829万1,000立方で、当初と比較いたしまして16万9,000立方の減であります。減の主な要因でございますが、需要家の減、大口需要家の使用量が減少したことによるものでございます。

第3号、1日平均供給量は、当初と比較いたしまして、464立方減の2万2,715立方でございます。

次に、収益的収入及び支出でございます。

第3条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入でございます。

第1款ガス事業収益、既定額7億1,554万3,000円を1,783万6,000円減額し、総額6億9,770万7,000円とさせていただくものでございます。なお、各項につきましては、予算実施計画にてご説明させていただきます。

次に、支出でございます。

第1款ガス事業費用、既定額7億1,477万7,000円を1,837万円減額し、総額6億9,640万7,000円とさせていただくものでございます。

1枚めくっていただき、2ページをご覧ください。

第4条、資本的収入及び支出でございます。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億5,020万2,000円は、過年度分損益勘定留保資金1,466万4,000円、当年度分損益勘定留保資金1億2,470万9,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,082万9,000円を、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億6,417万1,000円は、過年度分損益勘定留保資金2,707万7,000円、当年度分損益勘定留保資金1億2,512万4,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,197万円に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

第1款資本的支出、既定額2億1,615万1,000円を686万円減額し、総額2億929万1,000円とさせていただくものでございます。

第5条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費でございます。

予算第8条に定めた経費を次のとおり改めるものでございます。第1号職員給与費、既定額5,801万7,000円を79万円減額し、総額5,722万7,000円とさせていただくものでございます。

令和7年2月28日提出、長南町長、平野貞夫。

続きまして、3ページをご覧ください。

令和6年度長南町ガス事業会計補正予算実施計画でございます。

収益的収入でございます。

1款ガス事業収益、1項1目ガス売上でございます。既定額6億5,762万1,000円を6,526万3,000円減額し、総額を5億9,235万8,000円とさせていただくものでございます。こちらは販売量の減及びガス料金の値引き事業により減となったものでございます。

3項営業外収益、2目補助金でございます。既定額2,085万6,000円に4,742万7,000円を追加し、総額6,828万3,000円とさせていただくものでございます。こちらにつきましては、政府による電気ガスの値引き事業の再開に伴う国からの補助金の追加でございます。

続きまして、収益的支出でございます。

1款ガス事業費用、1項1目売上原価でございます。既定額3億7,747万2,000円を827万4,000円減額し、総額3億6,919万8,000円とさせていただくものでございます。こちらは原ガス購入量の減によるものでございます。

2項供給販売費では、既定額7,985万7,000円を1,049万7,000円減額し、総額6,936万円とさせていただくものでございます。こちらにつきましては、人事異動に伴う人件費の減額、また修繕費、委託作業費につきましては、事業終了に伴う精算によるものとなります。

4ページをお願いいたします。

3項一般管理費でございます。こちらにつきましては、給与改定に伴う人件費の増で、既定額2,011万円に40万1,000円を追加し、総額2,051万1,000円とさせていただくものでございます。

5ページをお願いいたします。

資本的支出でございます。

1款資本的支出、1項建設改良費でございますが、既定額1億4,505万3,000円を686万円減額し、総額1億3,819万3,000円とさせていただくものでございます。

工事費及び固定資産購入費は、事業の精算に伴う減額、人件費では給与改定に伴う給料及び法定福利費の増額、また、人事異動に伴います手当の減額となります。

恐れ入りますが、1枚めくっていただき、6ページをご覧ください。

令和6年度長南町ガス事業予定キャッシュ・フロー計算書でございます。こちらは事業活動による資金の流れを表したものでございまして、令和6年度末の資金期末残高を1,795万1,000円と見込むものでございます。

続きまして、7ページをお願いいたします。

令和6年度ガス事業会計予定損益計算書でございます。こちらは、ガス事業の経営状況を表したもので、本年度末の見込みを税抜で表記しております。

右側の欄、下から4行目となりますが、営業収益から営業費用を差し引いた純利益は、647万5,000円の見込

みでございます。

なお、8ページ以降につきましては、予定貸借対照表、給与費明細書となっておりますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

以上、大変雑駁でございますが、議案第20号 令和6年度ガス事業会計補正予算（第2号）の説明とさせていただきます。ご審議賜りまして、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松野唱平） これで議案第20号の内容の説明は終わりました。

次に、議案第21号の内容の説明を求めます。

江澤企画財政課長。

[企画財政課長 江澤卓哉登壇]

○企画財政課長（江澤卓哉） それでは、議案第21号 令和7年度長南町一般会計予算についての内容の説明を申し上げます。

別冊の令和7年度長南町予算書の1ページをお願いいたします。

議案第21号 令和7年度長南町一般会計予算。

令和7年度長南町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算でございます。

第1項といたしまして、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ47億4,500万円と定める。

第2項といたしまして、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算による。

第2条、債務負担行為でございます。

地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表、債務負担行為による、

第3条、地方債でございます。

地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第3表、地方債による。

第4条、一時借入金でございます。

地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1億円と定める。

第5条、歳出予算の流用でございます。

地方自治法第220条の2項第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号といたしまして、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和7年2月28日提出、長南町長、平野貞夫。

2ページから7ページまでが第1表、歳入歳出予算となります。内容につきましては、後ほど事項別明細書によりご説明申し上げます。

8ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為でございます。

事項としては、府内LAN用パソコンリース料となります。現在、職員が使用している府内LAN用パソコンがリース期限を迎えるため、令和7年度中にパソコンを入れ替え、新たなリース契約を複数年で行うため、令和8年度から令和12年度の期間において、債務負担行為を設定するものであり、限度額は1億271万9,000円でございます。

9ページをお願いいたします。

第3表、地方債でございます。

令和7年度に借入れを予定しております起債の目的、限度額等を記載してございます。内訳といたしましては、河川維持管理委託料に充てるため、緊急浚渫推進事業950万円、道路照明LED交換工事及び海洋センターLED照明交換工事のため、脱炭素化推進事業1,530万円、道路舗装修繕工事、道路舗装工事、橋梁修繕調査設計委託料、補助橋梁修繕工事及び過疎基金への積立てのため、過疎対策事業1億1,980万円の計1億4,460万円を借入れしようとしてございます。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては記載のとおりでございます。

続きまして、事項別明細書により歳出からご説明いたしますが、主要な内容につきましてご説明させていただきます。

26ページをお願いいたします。

1款議会費は、議員の1名欠員に伴う報酬等の減額により、前年度比168万7,000円減の6,570万6,000円の計上でございます。

1項議会費、1目議会費の27ページになりますが、12節委託料で、議会をインターネットで配信するため、議会中継システムASPサービス提供業務委託料190万円を計上いたしました。

2款総務費では、前年度比2億4,136万9,000円減の9億3,996万5,000円を計上してございます。

1項一般管理費は、2億8,825万7,000円減の7億4,359万5,000円の計上でございます。

1目総務管理費は、人件費等の増により前年度比2,892万6,000円増の4億1,425万9,000円の計上でございます。

33ページをお願いいたします。

5目財産管理費は、前年度計上のあった自治体情報システム標準化等委託料などの減により、前年度比6,249万3,000円減の1億3,169万2,000円の計上でございます。

また、34ページとなりますが、ガバメントクラウドの通常運用に要する費用として、12節委託料で、ガバメントクラウド運用管理委託料464万2,000円及び36ページとなりますが、13節使用料及び賃借料で、ガバメントクラウド利用料1,500万円を計上させていただきました。

37ページをお願いいたします。

6目企画費では、前年度からの継続事業として、12節委託料で、総合計画後期基本計画・総合戦略策定業務委託料788万6,000円を計上させていただきました。

38ページをお願いいたします。

8目地域振興費でございます。39ページになりますが、12節委託料で、前年度からの継続事業として、直壳

所交流施設基本計画策定業務委託料672万1,000円を、また、中央公民館住民アンケート調査業務委託料200万円を計上させていただきました。

42ページをお願いいたします。

12目過疎対策費でございますが、43ページの18節負担金補助及び交付金で、移住費用に支援金を交付するU I Jターンによる起業・就業者等創出事業移住支援金200万円及び結婚新生活に係る費用に支援を行う結婚新生活支援事業150万円を計上いたしました。

また、空き家バンクの運営や移住相談などに従事するため、地域おこし協力隊1名分に係る経費計619万2,000円についても計上してございます。

特定財源につきましては、移住支援金は県補助金、U I Jターンによる起業・就業者等創出事業補助金150万円を、結婚新生活支援事業は国庫補助金、地域少子化対策重点推進交付金100万円をそれぞれ充てさせていただくものでございます。

45ページをお願いいたします。

2項徴税費では、前年度比762万6,000円増の9,177万2,000円を計上しております。

47ページをお願いいたします。

3項戸籍住民基本台帳費では、前年度比1,593万1,000円増の5,787万円の計上でございます。

1目戸籍住民基本台帳費で、49ページとなりますが、戸籍情報システム及び戸籍附票システムに係る自治体情報システム標準化等委託料1,060万4,000円を計上してございます。特定財源につきましては、全額国庫補助金、デジタル基盤改革支援補助金を充てさせていただくものでございます。

50ページをお願いいたします。

4項選挙費では、前年度比1,710万3,000円増の3,333万円の計上でございます。

51ページになりますが、3目参議院議員選挙費では、令和7年7月に任期満了となる参議院議員に係る選挙費用について、1,144万8,000円を計上してございます。特定財源845万8,000円につきましては、選挙費委託金を計上させていただくものでございます。

52ページをお願いいたします。

4目長南町長選挙費では、令和8年1月末の任期満了に伴う選挙について1,029万9,000円の計上でございます。

53ページになりますが、5目長南町議会議員補欠選挙費では、町長選挙に伴い、同時に執行される町議会議員補欠選挙に係る費用394万7,000円の計上でございます。

5項統計調査費では、前年度比621万6,000円増の1,268万9,000円の計上でございます。

54ページをお願いいたします。

2目基幹統計調査費は、令和7年国勢調査に係る経費の計上が主な内容でございます。

55ページをお願いいたします。

6項監査委員費では、前年比1万2,000円増の70万9,000円の計上でございます。

3款民生費では、前年度比7,927万6,000円増の11億7,144万9,000円を計上してございます。

1項社会福祉費は、2,746万8,000円増の8億5,686万4,000円の計上でございます。社会福祉費につきまして

は、障害者（児）福祉事業のほか、引き続き、前年度と同様の各種事業経費を計上してございますが、対象者の増などにより、扶助費が増額となっております。また、特定財源として制度に基づいた国・県からの負担金及び補助金等を充てさせていただいております。

62ページをお願いいたします。

2項児童福祉費は、前年度比5,180万8,000円増の3億1,458万5,000円の計上でございます。

1目児童福祉総務費では、63ページになりますが、12節の地域こどもの生活支援強化事業委託料で、こども食堂を実施する費用286万円を計上してございます。特定財源につきましては、国庫補助金、母子家庭等対策総合支援事業補助金190万6,000円を充てさせていただいております。

65ページをお願いいたします。

2目児童措置費では、制度改正に伴い、児童手当が前年度に比べ、2,641万円の増となってございます。

3目児童福祉施設費では、67ページからになりますが、14節工事請負費で、保育所の施設整備に係る給食室修繕、人工芝設置、排煙窓修繕及び施設塗装の工事費、685万7,000円を計上してございます。

68ページをお願いいたします。

4款衛生費では、前年度比2,067万2,000円減の4億871万6,000円を計上してございます。

1項保健衛生費は、前年度比2,293万円減の3億2,592万2,000円の計上でございます。

1目保健衛生総務費では、70ページになりますが、18節負担金補助及び交付金で、広域市町村圏組合に係る水道会計、病院事業会計、保健衛生費及び火葬場・斎場事業会計の各負担金など、計1億177万8,000円を計上してございます。

71ページをお願いいたします。

2目予防費は、各種予防接種等を実施するための経費を計上してございます。

72ページをお願いいたします。

3目母子保健費は、73ページになりますが、19節扶助費において、74ページとなりますが、子ども・子育て支援法の改正により、新たに始まる妊婦のための支援給付金225万円を計上してございます。特定財源につきましては、全額国庫負担金、妊婦のための支援給付費負担金を充てさせていただいております。

4目健康推進費は、検診等に係る経費を計上してございます。

75ページをお願いいたします。

5目環境衛生費は、合併処理浄化槽設置整備事業費補助金のほか、環境衛生に係る事務事業に要する経費を計上してございます。

77ページをお願いいたします。

2項清掃費は、1目塵芥処理費で、広域市町村圏組合衛生費負担金が増となることから、225万8,000円増の8,279万4,000円を計上してございます。

5款農林水産業費では、前年度比220万9,000円増の3億1,152万9,000円を計上してございます。

1項農業費は、117万円減の3億20万2,000円の計上でございます。

79ページをお願いいたします。

3目農業振興費は、鳥獣被害防止対策事業や農業振興に関する事業に要する経費を計上してございます。ま

た、新規就農者の確保・育成や特産品の発信業務に従事する地域おこし協力隊2名分の経費も計上してございます。特定財源につきまして、国県支出金は、鳥獣被害防止総合対策交付金、農地中間管理事業機構集積協力金及び飼料米等拡大支援事業補助金など、計4,404万7,000円であり、その他特定財源は、過疎基金繰入金及び農地中間管理事業業務委託料の計2,049万2,000円でございます。

81ページになりますが、18節負担金補助及び交付金で、82ページになりますが、新たに農業機械の長寿命化促進のため、農業機械修理支援補助金200万円を計上してございます。

83ページをお願いいたします。

5目ほ場整備費では、多面的機能支払事業に要する経費などを計上させていただきました。特定財源、国県支出金は、多面的機能支払交付金県補助金3,301万8,000円のほか、計3,370万2,000円を充てさせていただき、その他の特定財源142万2,000円は、土地改良施設維持管理適正化事業分担金でございます。

86ページをお願いいたします。

2項林業費は、前年度比337万9,000円増の1,132万7,000円の計上でございます。

1目林業振興費では、林業後継者の確保育成や林業振興業務に従事するため、地域おこし協力隊1名分の経費を計上してございます。特定財源について、国県支出金は、森林整備事業県補助金34万7,000円であり、その他の特定財源は、森林環境譲与税296万4,000円のほか、計300万円を充てさせていただくものでございます。

87ページをお願いいたします。

6款1項商工費は、前年度比584万1,000円増の6,123万8,000円の計上でございます。

1目商工業振興費では、商工分野の各種地域資源の発掘や活用、情報発信などの業務に従事するため、地域おこし協力隊1名分の経費を計上してございます。

88ページをお願いいたします。

2目観光費でございます。90ページになりますが、14節工事請負費で、野見金公園休憩所ミハラシテラスにおいて、本格的な調理が行えるように、浄化槽入替え工事462万円を計上してございます。財源につきましては、特定財源その他として、地域づくり基金繰入金を充てさせていただくものでございます。

91ページをお願いいたします。

7款土木費は、前年度比1億382万7,000円減の4億3,409万4,000円を計上してございます。

1項土木管理費は、前年度比970万2,000円減の6,874万4,000円の計上でございます。

92ページをお願いいたします。

2目地籍調査費は、前年度同様、国の補正予算に伴い、地籍調査業務委託料をはじめ、地籍調査実施に要する経費を前倒しで前年度の補正予算において計上予定のため、本予算にはこれらの経費が含まれていないものでございます。

93ページをお願いいたします。

2項道路橋梁費は、前年度比6,937万8,000円減の3億2,467万4,000円の計上でございます。

94ページになりますが、2目道路維持費では、95ページになりますが、14節工事請負費で、舗装修繕工事、舗装本復旧工事、道路維持工事の計7,167万2,000円を計上してございます。特定財源につきましては、道路交通安全対策事業費国庫補助金770万3,000円、過疎対策事業債1,400万円を充てさせていただき、その他3,722万

3,000円は、舗装本復旧工事負担金、ふるさと創生基金繰入金等を充てさせていただくものでございます。

95ページをお願いいたします。

3目道路改良費では、96ページになりますが、14節工事請負費で、道路舗装工事1,078万円を計上させていただきました。特定財源につきましては、地方債で過疎対策事業債980万円を充てさせていただくものでございます。本目につきましては、前年度比1億6,900万円余りの減でございますが、前年度は、町道利根里線道路改良事業に係る経費の計上があつたためございます。

4目橋梁維持費では、12節委託料で、橋梁点検委託料及び修繕調査設計委託料、計8,401万7,000円を、14節工事請負費で、補助橋梁修繕工事1億1,753万5,000円をそれぞれ計上させていただきました。特定財源につきましては、国県支出金で、道路交通安全対策事業費国庫補助金9,965万2,000円及び橋梁維持費県負担金990万円を、地方債で過疎対策事業債6,100万円をそれぞれ充てさせていただくものでございます。

3項河川費は、前年度比3,620万8,000円減の1,028万1,000円の計上でございます。

1目河川総務費では、前年度に続き、12節委託料で、緊急浚渫推進事業実施のため、河川維持管理委託料1,000万円を計上させていただきました。特定財源につきましては地方債で、緊急浚渫推進事業債950万円を充てさせていただくものでございます。

4項住宅費では、前年度比79万8,000円減の224万2,000円の計上でございます。

97ページをお願いいたします。

5項都市計画費では、前年度比1,225万9,000円増の2,815万3,000円の計上でございます。

1目都市計画総務費では、98ページになりますが、12節委託料で、前年度からの継続事業として、都市計画マスターplan策定業務委託料703万3,000円を計上してございます。

8款1項消防費は、広域町村圏組合への負担金となりますが、前年度比1,515万4,000円増の1億8,951万5,000円の計上でございます。

99ページをお願いいたします。

9款教育費は、前年度比3,905万9,000円増の5億154万3,000を計上してございます。

1項教育総務費は、前年度比1,007万5,000円増の1億561万9,000円の計上でございます。

100ページをお願いいたします。

2目事務局費では、103ページになりますが、18節負担金補助及び交付金で、海外交流研修事業及びキラリ輝く長南っ子事業を実施するための補助金を計上してございます。

104ページをお願いいたします。

2項小学校費では、前年度比29万8,000円減の1,206万8,000円を計上いたしました。

105ページをお願いいたします。

2目教育振興費では、106ページになりますが、18節負担金補助及び交付金で、引き続き小学校の給食費を無償化することにより、保護者の教育関係費用の負担軽減を図るため、学校給食費補助金1,594万3,000円を計上してございます。

3項中学校費では、前年度比471万7,000円増の6,649万1,000円の計上でございます。

108ページをお願いいたします。

2目教育振興費では、109ページとなりますが、18節負担金補助及び交付金で、小学校同様に中学校の給食費を無償化にすることで、保護者の教育関係費用の負担軽減を図るため、学校給食費補助金780万5,000円をお願いするものでございます。

4項社会教育費では、前年度比345万5,000円減の6,751万7,000円の計上でございます。

1目社会教育総務費では、わくわく体験クラブ、家庭教育支援などの社会教育事業に要する経費を計上させていただきました。

112ページをお願いいたします。

3目文化財保護費では、114ページになりますが、18節負担金補助及び交付金で、重要文化財笠森観音堂消防設備改修事業を、国・県・町・笠森寺の費用負担により実施しますが、事業費の8.3%分が町負担分となるため、国指定文化財防災対策事業補助金として461万8,000円をお願いするものでございます。

5項保健体育費でございますが、前年度比2,802万円増の1億6,967万5,000円の計上でございます。

1目保健体育総務費では、115ページになりますが、14節工事請負費で、海洋センターパークの経年劣化に伴うプール鉄骨部塗装補修工事1,749万円及び116ページとなります。海洋センターLED照明交換工事379万2,000円を計上させていただきました。特定財源につきましては、公共施設等整備基金繰入金1,749万円及び脱炭素化推進事業債330万円をそれぞれ充てさせていただくものでございます。

2目給食施設費では、118ページになりますが、14節工事請負費で、老朽化によりボイラー交換工事を実施するため、875万6,000円を計上させていただきました。財源につきましては、公共施設等整備基金繰入金を全額充てさせていただくものでございます。

10款災害復旧費は、存目で4,000円の計上でございます。

119ページをお願いいたします。

11款公債費でございますが、4億2,761万2,000円を計上してございます。その他特定財源は、減債基金繰入金と預金利子でございます。

12款諸支出金につきましては、2億2,362万9,000円の計上でございます。

2項基金費では、120ページになりますが、4目ふるさと創生基金費で、3,000万1,000円を積み立てるというものでございます。その他特定財源は、ふるさと納税寄附金利子でございます。

121ページをお願いいたします。

3項公営企業費では、前年度比500万円減の1億5,700万円の計上でございますが、1目公営企業支出金の18節負担金補助及び交付金で、農業集落排水事業会計補助金としてお願いするものでございます。

13款予備費は、1,000万円を計上してございます。

歳出につきましては、以上でございます。

次に、歳入についてご説明申し上げます。

お手数をかけますが、13ページにお戻りいただきたいと存じます。

1款町税ですが、総額は前年度に比較し、3,910万円増の11億2,405万4,000円の計上でございます。

1項町民税は、前年度比4,800万円増の3億6,000万1,000円でございます。

個人町民税は、所得割に係る定額減税が前年度実施されました。この復元を主な理由に、前年度比3,300

万円の増額を、法人町民税では、事業収益の増により1,500万円の増額を見込んでおります。

2項固定資産税につきましては、償却資産の減を主な理由に、前年度比800万円減の6億7,855万3,000円を見込んでおります。

3項軽自動車税につきましては、前年度比90万円減の3,050万円を見込んでおります。

4項町たばこ税、5項鉱産税につきましては、令和6年度の実績を見込む中で、前年度同額を計上させていただきました。

2款から12款までの譲与税交付金等につきましては、国・県の財政情報及び令和6年度の実績見込みにより、計上させていただいたものでございます。

2款地方譲与税は、8,303万円を計上いたしました。

14ページになりますが、3款利子割交付金50万円、4款配当割交付金470万円、5款株式譲渡所得割交付金500万円、6款法人事業税交付金1,500万円、7款地方消費税交付金2億300万円、8款ゴルフ場利用税交付金1億円を計上いたしました。

15ページをお願いいたします。

9款環境性能割交付金1,550万円、10款地方特例交付金250万円を計上させていただきました。

11款地方交付税は、前年度実績を考慮した中で、前年度比5,000万円増の17億3,000万円の計上でございます。このうち普通交付税は、5,500万円増の16億円、特別交付税は1億3,000万円を計上いたしました。

12款交通安全対策特別交付金は、前年度同額の140万円の計上でございます。

16ページになりますが、13款分担金及び負担金は4,486万5,000円、14款使用料及び手数料は6,330万1,000円の計上でございますが、おおむね前年度と同様の内容でございます。

17ページをお願いいたします。

15款国庫支出金は、前年度比578万6,000円減の4億890万3,000円の計上でございます。

総額といしましては、おおむね前年度と同様でございますが、1項国庫負担金は、1目民生費国庫負担金が前年度に比べ3,900万円余り増となっており、2項国庫補助金は、1目総務費国庫補助金が前年度比3,700万円余りの減及び18ページとなります、5目土木費国庫補助金が前年度比1,500万円余りの減を見込み、計上してございます。

19ページをお願いいたします。

16款県支出金は、前年度比256万6,000円増の2億6,009万2,000円の計上でございます。

各項目において増減がございますが、県支出金全体ではおおむね前年度同様でございます。

22ページをお願いいたします。

17款財産収入につきましては、186万2,000円を計上してございます。

18款寄附金は、一般寄附金及びふるさと納税寄附金について前年度同額を見込み、3,005万1,000円の計上でございます。

19款繰入金は、前年度比1億4,526万円減の3億8,275万3,000円の計上でございます。附属棟改修・庁舎周辺整備工事に係る公共施設等整備基金繰入金の減が主な減額要因でございます。

23ページをお願いいたします。

20款繰越金は、前年度同額の5,000万円を、21款諸収入は7,343万9,000円を計上いたしました。

25ページとなりますと、22款町債は、前年度比1億8,200万円減の1億4,460万円でございます。前年度は附属棟改修・庁舎周辺整備工事や町道利根里線道路改良工事に係る借入れがございましたが、これらが皆減となったことが減の主な要因でございます。

以上で歳入の説明を終わらさせていただきます。

なお、122ページ以降に給与費明細書のほか、参考資料を添付させていただいておりますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

以上、大変雑駁ではございましたが、議案第21号 令和7年度長南町一般会計予算についての内容の説明を終わらさせていただきます。ご審議賜りまして、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松野唱平） これで議案第21号の内容の説明は終わりました。

ここで暫時休憩とします。

再開は午後2時30分からを予定しております。

（午後 2時16分）

○議長（松野唱平） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時30分）

○議長（松野唱平） 次に、議案第22号から議案第23号までの内容の説明を求めます。

山口健康保険課長。

〔健康保険課長 山口重之登壇〕

○健康保険課長（山口重之） それでは、議案第22号 令和7年度長南町国民健康保険特別会計予算の内容につきましてご説明申し上げます。

別冊の予算書139ページをご覧いただきたいと存じます。

議案第22号 令和7年度長南町国民健康保険特別会計予算。

令和7年度長南町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、第1項歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11億200万円と定めるものでございます。

第2項といたしまして、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算によるものでございます。

第2条、一時借入金でございます。

地方自治法の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,500万円と定めるものでございます。

第3条、歳出予算の流用でございます。

地方自治法の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、第1号に記載の保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用と定めるものでございます。

令和7年2月28日提出、長南町長、平野貞夫。

初めに、令和7年度の予算編成に当たりましては、千葉県から示された市町村ごとの事業費納付金、保険料率、保険給付費などを試算し編成したものでございます。本年1月1日現在の被保者数は1,830人でございまして、前年度の同時期に比べ117人の減、加入率は25.8%でございます。

それでは、事項別明細書によりまして、歳出からご説明を申し上げますので、恐れ入りますが、148ページから150ページをご覧いただきたいと存じます。

1款総務費につきましては、前年度に比べ51万5,000円減の3,086万7,000円計上とするものでございます。こちらは国保の運営に要する経常的経費でございまして、減額の主な理由は、人事異動に伴う人件費の減額などによるものです。財源につきましては、特定財源のその他一般会計からの職員給与費繰入金と、一般財源の保険税でございます。

続きまして、150ページから152ページをご覧いただきたいと存じます。

2款保険給付費につきましては、被保者数の変動や過去の医療費の動向などから試算いたしまして、前年度当初予算に比べて1,980万5,000円減の7億8,899万円計上とするものでございます。保険給付費につきましては、被保者数が減少傾向にあり、それに伴う給付の状況を試算して算定したものでございます。財源につきましては、特定財源の国県支出金7億8,497万9,000円については、県が給付に必要な費用を全額町に交付し、町が国保連合会などへ支払うものでございます。また、その他の産前産後保険税繰入金、一般財源の保険税でございます。

続きまして、152ページから153ページをご覧いただきたいと存じます。

3款国民健康保険事業費納付金につきましては、県が保険料収納額を市町村ごとに被保者数、所得水準、医療費水準を反映し算定したもので、2億4,920万円を計上するものでございます。財源につきましては、特定財源の県支出金、特別交付金、その他の一般会計繰入金、一般財源の保険税及び繰越金でございます。

続きまして、153ページから154ページをご覧いただきたいと存じます。

4款保健事業費につきましては、1項1目特定健康診査等事業費では、前年度に比べ健診単価の上昇や東京家政大との連携事業などに伴い、140万8,000円増の2,040万6,000円計上とするものでございます。財源につきましては、国県支出金の特別交付金、その他の特定健診負担金、一般財源の保険税及び繰越金でございます。令和7年度も、保健指導、医療適正化、検診など、被保険者の健康増進のため、効果の上がる事業の取組を進めてまいります。

2項2目疾病予防費では、人間ドック助成205人分でございます。910万円を計上するものでございます。

5款基金積立金につきましては、条例に基づく積立て分と、基金の利息等で100万1,000円を計上するものでございます。

続きまして、154ページから155ページをご覧いただきたいと存じます。

6款諸支出金につきましては、保険税の還付金等で、100万3,000円計上するものとするものでございます。

7款予備費につきましては、前年度と同額で100万円計上とするものでございます。

なお、共同事業拠出金につきましては、退職者医療制度が廃止されたことにより、科目を廃止しております。

続きまして、歳入のご説明を申し上げますので、恐れ入りますが、145ページをご覧いただきたいと存じます。

1款国民健康保険税につきましては、県から示されました国保事業費納付金、保健事業に必要な経費として、被保者の減少などを試算し、前年度比928万3,000円減の1億9,105万円計上とするものでございます。

2款国庫支出金につきましては、災害臨時特例補助金などを存目計上するものでございます。

3款県支出金につきましては、1項1目保険給付費等交付金、1節普通交付金では、保険給付費として7億8,497万9,000円計上するものでございます。

2節特別交付金では、特別調整交付金分、都道府県繰入れ分、保険者努力支援制度分、特定健診負担分として2,475万7,000円計上するものでございます。

4款財産収入につきましては、財政調整基金利子として1万円計上するものでございます。

続きまして、145ページから146ページをご覧いただきたいと存じます。

5款繰入金につきましては、一般会計からの法定繰入金として、7,158万2,000円計上するものでございます。

1目1節保険基盤安定繰入金保険税軽減分、2節保険基盤安定繰入金保険者支援分では、被保数の減に伴い、軽減世帯や軽減対象者が減少しており、合わせまして4,522万1,000円の繰入れとするものでございます。

3節未就学児均等割保険税繰入金では、小学校就学前の未就学児を含んでいる世帯を対象とした均等割の軽減に係る繰入れとするものでございます。

4節職員給与費等繰入金では、職員2人分として1,924万1,000円の繰入れとするものでございます。

5節産前産後保険税繰入金では、被保者の産前産後の所得割、均等割減額として繰り入れるものでございます。

6節予算費等繰入金では、直近の申請状況を考慮し、保険分として繰入れするものでございます。

7節財政安定化支援事業繰入金では、国保財政の健全化、保険税負担の平準化に資するためとして505万3,000円の繰入れをするものでございます。

6款繰越金につきましては、前年度の繰越金2,850万円を計上するものでございます。

続きまして、146ページから147ページをご覧いただきたいと存じます。

7款諸収入につきましては、主なものとして、1項1目一般被保険者延滞金では、被保者からの延滞金、4項3目雑入では、特定健診の受診者負担金、会計年度任用職員からの負担金など合わせまして、111万9,000円計上するものでございます。

以上、歳入歳出予算の総額は前年度と比較いたしまして、2,600万円減の11億200万円とするものでございます。

156ページからは給与費明細書となりますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

続きまして、議案第23号 令和7年度長南町後期高齢者医療特別会計予算の内容につきましてご説明申し上げます。

それでは、別冊の予算書167ページをご覧いただきたいと存じます。

議案第23号 令和7年度長南町後期高齢者医療特別会計予算。

令和7年度長南町の後期高齢者医療特別会計は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、歳入歳出予算でございます。

第1項、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1億7,660万円と定めるものでございます。

第2項といたしまして、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算によるものでございます。

令和7年2月28日提出、長南町長、平野貞夫。

初めに、後期高齢者医療特別会計につきましては、千葉県の後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療に関する条例に規定されております。資格の取得、喪失事務、保険料徴収事務などに係る経費を町特別会計予算としてお願いするものでございます。

本年1月1日現在の被保者数は1,831人でございまして、前年度の同時期に比べて66人の増でございます。

それでは、事項別明細書によりまして歳出からご説明申し上げますので、恐れ入りますが、174ページをご覧いただきたいと存じます。

1款総務費につきましては、1項1目一般管理費では、高齢者の保健事業等介護予防に係る一体的実施に係る医療専門職の会計年度任用職員1名分の入件費及び保険料など、502万7,000円を計上とするものでございます。

2項1目徴収費では、保険料の徴収事務に係る電算処理委託料などでございます。財源につきましては、その他の一般会計事務費繰入金、広域連合からの事務費補助でございます。

続きまして、175ページをご覧いただきたいと存じます。

2款後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、保険料及び一般会計からの保険基盤安定繰入金と合わせまして、広域連合への納付金として1億6,188万円計上とするものでございます。

3款保健事業費につきましては、人間ドック106件分の委託料、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の健康教室の委託料など603万6,000円計上とするものでございます。財源につきましては、特定財源のその他は、広域連合からの人間ドックみなし受診補助、一般会計繰入金などでございます。

続きまして、175ページから176ページをご覧いただきたいと存じます。

4款諸支出金につきましては、保険料の還付金など35万円を計上とするものでございます。財源につきましては、特定財源のその他は、広域連合からの保険料還付金などでございます。

5款予備費では、前年度と同額の50万円計上とするものでございます。

続きまして、歳入のご説明を申し上げますので、恐れ入りますが、172ページをご覧いただきたいと存じます。

1款後期高齢者医療保険料につきましては、千葉県後期高齢者医療広域連合が2年ごとに保険料率を改定しており、令和7年度は令和6年度と同様となっております。均等割額は4万3,800円、所得割率は9.11%、賦課限度額のみ昨年度から7万円増の80万円であり、この保険料率から試算し、1億2,767万9,000円計上とするものでございます。

2款繰入金につきましては、3,944万4,000円計上とするものでございます。

1節保険基盤安定繰入金では、保険料軽減分の補填として、県が4分の3を、町が4分の1を負担して繰入れとするものでございます。

3節人間ドック助成繰入金では、広域連合からの助成が終了したため、一般会計から繰入れとするものでござ

ざいます。

3款繰越金につきましては、前年度からの繰越金として、119万9,000円計上とするものでございます。

続きまして、172ページから173ページをご覧いただきたいと存じます。

4款諸収入につきましては、主なものとして、2項1目保険料還付金では、広域連合からの保険料還付金、4項1目後期高齢者医療広域連合受託事業収入では、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の委託料、5項1目雑入では、賦課徴収事務及び人間ドックのみなし受診に係る助成などで、合わせまして827万8,000円計上するものでございます。

以上、歳入歳出の予算額総額は、前年度と比較いたしまして、2,190万円増の1億7,660万円とするものでございます。

以上、大変雑駁ではございますが、議案第22号 令和7年度長南町国民健康保険特別会計予算及び議案第23号 令和7年度長南町後期高齢者医療特別会計予算の説明とさせていただきます。ご審議賜り、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松野唱平） これで議案第22号から議案第23号までの内容の説明は終わりました。

次に、議案第24号の内容の説明を求めます。

長谷福祉課長。

〔福祉課長 長谷英樹登壇〕

○福祉課長（長谷英樹） それでは、議案第24号 令和7年度長南町介護保険特別会計予算の内容についてご説明申し上げます。

別冊の予算書の181ページをお開きいただきたいと存じます。

議案第24号 令和7年度長南町介護保険特別会計予算。

令和7年度長南町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算でございます。

第1項といたしまして、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11億1,100万円と定める。

第2項といたしまして、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算による。

第2条、歳出予算の流用でございます。

地方自治法の規定により、歳出予算の款項の経費の金額を流用することができる場合は、第1号に記載の保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用を定めるものでございます。

令和7年2月28日提出、長南町長、平野貞夫。

では、まず初めに、本年1月1日現在の介護保険の状況についてご説明させていただきます。

第1号被保険者数は、昨年同時期と比較し22人減の3,299人となっております。また、介護認定者数は、昨年度より20人減の552人、そのうちサービス利用者は4人増の499人となっております。

それでは、事項別明細書によりまして歳出の内容からご説明申し上げます。

恐れ入りますが、191ページをお開きいただきたいと存じます。

1款総務費につきましては、人件費及びシステム管理費などの経常的な経費で、昨年度より137万4,000円増の4,320万1,000円をお願いするものでございます。特定財源のその他財源は、一般会計からの運営費繰入金でございます。

1項総務管理費、1目一般管理費につきましては、介護保険運営協議会委員の報酬及び職員3人分の人件費、介護保険システム使用料及び令和7年度は介護保険事業計画の2年目となりますので、次期計画の基礎資料とするためのニーズ調査委託料等により、昨年度より91万6,000円増の3,163万5,000円をお願いするものでございます。

192ページをお願いいたします。

2項徴収費、1目賦課徴収費につきましては、賦課徴収に係るものでございますが、システムの標準化への移行に関連し、地方税統一QRコードに対応した納付書とするための印刷製本費やシステム改修費などで、昨年度と比較し40万4,000円増の174万7,000円をお願いするものでございます。

3項介護認定審査会費、1目認定調査等費では、認定審査に必要な調査員の報酬やかかりつけ医の意見書作成手数料、広域市町村圏組合での審査会負担金などで、昨年度と比較し5万4,000円増の981万9,000円をお願いするものでございます。

2款保険給付費につきましては、第9期の計画に基づき、認定者数及び利用率、また施設入所者数の実績や動向などを考慮いたしまして、昨年度と比べ747万4,000円増の10億1,588万7,000円を見込んでおります。保険給付費全体の特定財源につきましては、国県支出金の介護給付費負担金及び調整交付金、それぞれの負担割合に基づき3億8,114万6,000円を、また、その他財源につきましては、支払基金からの介護給付費交付金、一般会計からの介護給付費繰入金及び介護給付費準備基金からの繰入金として、4億1,934万6,000円でございます。

1項介護サービス等諸費では、要介護認定者のサービス給付費として、昨年度より756万2,000円増の9億3,874万7,000円を計上させていただいております。

1目居宅介護サービス給付費では、通所介護や通所リハなどの給付費を増額し、194ページをお願いいたします。2目地域密着型介護サービス給付費では、認知症対応型共同生活介護などの給付費を増額し、3目施設介護サービス給付費では、介護老人保健施設の利用件数の増により、給付費を増額させていただいております。

6目居宅介護サービス計画給付費では、6年度の実績を踏まえ、給付費を増額させていただいております。

2項介護予防サービス等諸費では、要支援認定者のサービス給付費として、昨年度より3万2,000円増の1,395万8,000円を計上させていただき、1目介護予防サービス給付費で、通所リハなどの給付費の増を見込み、195ページとなります。5目介護予防サービス計画給付費では、6年度の実績を踏まえ、2万4,000円の増額をさせていただいております。

4項高額介護サービス費及び5項高額医療合算介護サービス費は、前年度と同額でございます。

196ページをお開きください。

6項特定入所者介護サービス費、1目特定入所者介護サービス費では、低所得の要介護者が施設入所や短期施設サービスを利用したときの居住費と食費について、負担限度額を超えた分を給付するものでございますが、昨年度より12万円減の3,312万円を計上させていただいております。

3款基金積立金の1,000円は、基金の利息分でございます。

4款地域支援事業費につきましては、昨年度より530万2,000円増の5,030万8,000円をお願いするものでございます。特定財源につきましては、国県支出金の地域支援事業交付金として2,804万8,000円を、また、その他財源につきましては、支払基金からの地域支援事業支援交付金、一般会計からの地域支援事業繰入金として、1,293万6,000円を充てさせていただくものでございます。

1項介護予防・日常生活支援総合事業費では、要支援の認定者などを対象に、介護予防と自立した日常生活の支援事業費を計上しておりますが、通所型サービスAの事業者が廃止となったことに伴い、昨年度より97万7,000円減の1,368万3,000円を計上させていただいております。

197ページから199ページとなりますが、2項包括的支援事業費では、包括支援センターの運営に係る人件費の増のほか、生活支援や認知症予防等に係る事業費として、昨年度より627万9,000円増の3,622万5,000円を計上させていただいております。

3項任意事業費、1目成年後見制度利用支援事業費では、高齢者に対する成年後見制度利用支援に係る費用として、昨年度と同額の40万円を計上させていただいております。

199ページから200ページとなりますが、5款諸支出金につきましては、保険料の還付金等60万3,000円でございます。

6款予備費につきましては、前年度と同額の100万円をお願いするものでございます。

続きまして、歳入のご説明を申し上げますので、恐れ入りますが、188ページにお戻りいただきたいと存じます。

1款保険料、1項介護保険料につきましては、65歳以上の方からの保険料となります。実績を踏まえ、前年度と比較し103万5,000円増の2億1,863万2,000円を見込むものでございます。

3款国庫支出金から4款支払基金交付金、5款県支出金及び8款繰入金、1項一般会計繰入金につきましては、保険給付費や地域支援事業費に係る費用として、それぞれ法定負担割合に基づき歳入を見込んでおります。

なお、8款繰入金、1項4目軽減費繰入金につきましては、低所得者層に係る介護保険料を軽減する目的で交付されるものでございます。

8款繰入金、2項1目介護給付費準備基金繰入金1,806万8,000円につきましては、介護給付費準備基金からの繰入れでございます。

190ページをお願いいたします。

以上、歳入歳出予算の総額は、前年度と比較いたしまして1.3%、1,400万円増の11億1,100万円とさせていただくものでございます。

201ページにつきましては、給与費明細書となりますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、議案第24号 令和7年度長南町介護保険特別会計予算の内容の説明とさせていただきます。ご審議賜りましてご可決くださいますよう、よろしくお願ひいたします。

○議長（松野唱平） これで議案第24号の内容の説明は終わりました。

次に、議案第25号から議案第26号までの内容の説明を求めます。

三上生活環境課長。

[生活環境課長 三上達也登壇]

○生活環境課長（三上達也） それでは、議案第25号 令和7年度長南町笠森靈園事業特別会計予算の内容についてましてご説明申し上げます。

お手元の令和7年度予算書213ページをお開きください。

議案第25号 令和7年度長南町笠森靈園事業特別会計予算。

令和7年度長南町の笠森靈園事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算でございます。

歳入歳出の総額は、歳入歳出それぞれ7,465万円とする。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算による。

第2条、一時借入金の額でございます。

地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は2,000万円と定める。

令和7年2月28日提出、長南町長、平野貞夫。

それでは、事項別明細書により、歳出のほうからご説明を申し上げます。

予算書220ページをご覧いただきたいと思います。

1款1項1目靈園管理費は、職員の人事費をはじめ、靈園事務所全般の運営に係る費用でございまして、前年比4.7%増の6,538万1,000円を計上するものでございます。主なところでは、13節委託料の中で、園内清掃委託料につきましては、昨年度と同様の1,775万4,000円を計上するほか、ほかの科目についても前年同様の計上とさせていただいたところでございます。

次に、222ページをご覧いただきたいと存じます。

2款1項1目靈園施設費は、園内の維持管理に関する費用で、前年比3.7%減の821万9,000円を計上するものでございます。これは、主として、施設維持工事の減少から、前年度比微減となっているものでございます。

また、3款公債費、4款予備費につきましては、前年同様でございます。

次に、218ページにお戻りいただければと思います。

歳入につきましては、1款1項1目墓所使用料では、昨今の墓所需要動向などを見る中で、14区画減の40区画を見込みまして、金額にして162万7,000円減の1,025万1,000円を、2目工事負担金では、2基減の31基を見込みまして、21万3,000円減の109万5,000円を計上するものでございます。また、4款繰入金につきましては、収支状況を見込む中で、前年から600万円増の2,200万円を計上するものでございます。

次に、1つ飛びますが、5款繰越金につきましては、収支状況から100万円減の500万円を計上するものでございます。

このほか、3款の寄附金、6款諸収入につきましては、前年同様でございます。

224ページ以降は、給与費明細書となってございますので、後ほどご覧いただければと存じます。

続きまして、議案第26号 令和7年度長南町農業集落排水事業会計予算の内容につきましてご説明を申し上げます。

別冊となっております予算書をご覧いただきたいと存じます。

その予算書の、1ページ目をお開きいただければと思います。

議案第26号 令和7年度長南町農業集落排水事業会計予算。

第1条、総則でございます。

令和7年度長南町農業集落排水事業会計予算は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量でございます。

業務の予定量は、次のとおりとする。

第1号、接続件数914件、第2号、年間有収水量25万5,022立方メートル、第3号、1日平均処理水量、1日当たり699立方メートル。

第3条、収益的収入及び支出でございます。

初めに、収入でございますが、第1款下水道事業収益は、第1項の営業収益、第2項の営業外収益合わせて2億5,972万7,000円を、各項の詳細につきましてですが、この後、予算実施計画内訳にてご説明を申し上げます。

次に、支出でございますが、第1款下水道事業費用は、第1項の営業費用、第2項の営業外費用、第3項の予備費を合わせまして、2億5,972万7,000円と計上してございます。

2ページをご覧ください。

第4条、資本的収入及び支出でございます。資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

下の行、括弧書きの部分につきましては、資本的収支不足額に係る補填の内訳となってございます。資本的収入額に対し不足する額55万7,000円は、当年度分損益勘定留保資金44万5,000円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額11万2,000円にて補填をさせていただくものでございます。

次に、資本的収入の額でございますが、第1款下水道事業資本的収入、これは第1項企業債、第2項他会計補助金、第3項負担金を合わせまして、1億4,846万6,000円。支出では、第1款下水道事業資本的支出でございますが、第1項建設改良費、第2項企業債償還金を合わせまして、1億4,902万3,000円を計上させていただくものでございます。

第5条、企業債でございます。

起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。なお、詳細については、表に記載のとおりでございます。

第6条、一時借入金でございます。

一時借入金の限度額は、1,000万円と定めるものでございます。

次に、3ページをご覧いただければと存じます。

第7条、予定支出の各項の経費の金額の流用でございます。

予定支出の確保の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、営業費用、営業外費用、第2号、建設改良費、企業債償還金でございます。

第8条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費でございます。

次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。対象の経費は、第1号に定めております職員給与費1,299万2,000円でございます。

第9条、他会計からの補助金でございます。

農業集落排水事業運営のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は1億5,700万円とするものでございます。

令和7年2月28日提出、長南町長、平野貞夫。

それでは、予算実施計画内訳によりまして、収入のほうからご説明を申し上げます。

予算書22ページをご覧いただきたいと思います。

初めに、収益的収入でございます。

1款1項1目下水道使用料は、4,100万4,000円を計上するものでございます。

次に、2項営業外収益では、1目受取利息及び配当金として1,000円を、2目他会計補助金は、従前の一般会計繰入金でありますと、項目に計上する2,917万4,000円は、営業費用における人件費のほか、営業外費用のうち、企業債の利息に係る償還分、これを計上するものでございます。

3目、長期前受金戻入は、処理場や管路等の固定資産に係る減価償却費に対しまして、国県補助金、地方債等の財源を収益化するもので、金額は1億8,922万5,000円を計上するものです。

4目雑収益では、会計年度任用職員等納付金32万3,000円を計上し、営業外収益の小計では、2億1,872万3,000円を、営業収益と合わせた下水道事業収益全体では、2億5,972万7,000円を計上するものでございます。

次に、収益的支出についてご説明申し上げます。

23ページをご覧いただきたいと思います。

1款1項1目施設管理費は、主に処理場や管路の維持に係る費用でございまして、主なものとして3節処理場管理施設に係る光熱水費1,720万7,000円、5節同じく、維持管理に係る委託料1,879万8,000円、7節管理施設に係る修繕費448万4,000円と、合わせて4,354万7,000円を計上するものでございます。

次に、2目業務費は、料金の賦課及び収納に関する経費でございます。料金管理システム使用料ほか119万5,000円を計上するものでございます。

3目総係費でございますが、これは先ほどの施設管理費、業務費のいずれにも属さない経費を経理するものでございます。職員1名及び会計年度任用職員1名の入件費をはじめ、保険料等の経費で1,413万3,000円を計上するものです。

24ページをご覧ください。

4目減価償却費につきましては、期首の時点における固定資産の額は、12ページの予定貸借対照表にもありますように、44億9,284万円でありますと、これに係る当年度分の減価償却費として、1億8,967万円を計上するものでございます。

続きまして、2項営業外費用につきましては、1目支払利息及び企業債取扱諸費905万9,000円、2目消費税及び地方消費税112万3,000円、合わせて1,018万2,000円を計上するものでございます。

最後に、3項予備費では、100万円を計上するものでございます。

以上、下水道事業費用全体では、2億5,972万7,000円を計上するものでございます。

続きまして、資本的収入及び支出についてご説明を申し上げます。

25ページをご覧ください。

資本的収入では、施設整備に係る財源を収入として計上してございます。

1款1項企業債では、1目施設整備費におきまして、豊栄東部処理場の回分槽循環ポンプ及び上澄水排出装置修繕工事として1,010万円を、2目その他の企業債において、公営企業会計等支援業務委託970万円、合わせまして、1,980万円の借入れを起こすものでございます。

2項他会計補助金は、従前の一般会計繰入金のうち、資本的支出における企業債元金償還分に充当するため、1億2,782万6,000円を計上するものでございます。

3項負担金は、新規加入に伴う受益者分担金を2件分84万円を見込むもので、下水道事業資本的収入全体では1億4,846万6,000円を計上するものでございます。

最後に、資本的支出ですが、1款1項建設改良費では、1目建設改良費におきまして、先ほど収入の部で申し上げた豊栄東部処理場内の設備の更新2件と、公営企業会計等支援の関係では、企業会計適用後初回となります決算調整及び消費税申告を中心に日々の経費について支援をいただくというものでございます。

2項企業債償還金では、1目建設企業債償還金として1億2,789万6,000円、2目その他の企業債償還金として117万8,000円、合わせて1億2,907万4,000円を見込み、下水道事業資本的支出全体では、1億4,902万3,000円を計上するものでございます。

なお、7ページ、予定損益計算書、9ページ、予定キャッシュ・フロー計算書、12ページ、予定貸借対照表、15ページ以降、給与費明細書、以上のものにつきましては、後ほどご覧をいただければと存じます。

以上、大変雑駁ではございましたが、議案第25号 令和7年度長南町笠森靈園事業特別会計予算及び議案第26号 令和7年度長南町農業集落排水事業会計予算に係る説明とさせていただきます。ご審議賜りまして、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松野唱平） これで議案第25号から議案第26号までの内容の説明は終わりました。

次に、議案第27号の内容の説明を求めます。

金坂ガス課長。

〔ガス課長 金坂美智子登壇〕

○ガス課長（金坂美智子） それでは、議案第27号 令和7年度長南町ガス事業会計予算の内容につきまして、ご説明申し上げます。

予算書は別冊となっておりますので、よろしくお願ひいたします。

1ページをお開きいただきたいと存じます。

第1条、令和7年度長南町ガス事業会計の予算は、次に定めるところによるものでございます。

第2条、業務の予定量は、次のとおりとさせていただきます。

第1号、供給戸数、4,570戸。前年度比20戸の減でございます。

第2号、年間供給量は829万1,000立方メートル、前年度比16万9,000立方メートルの減でございます。

第3号、1日平均供給量は、2万2,715立方メートルでございます。

次に、第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定めさせていただくものでございます。

収入でございます。

第1款ガス事業収益は、7億5,036万6,000円、前年度比3,482万3,000円の増でございます。なお、各項につきましては、予算実施計画にてご説明させていただきます。

次に、支出でございます。

第1款ガス事業費用は、前年度比919万1,000円増の7億1,681万9,000円でございます。

2ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出でございます。

第4条、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり定めさせていただくものでございます。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億5,527万4,000円は、過年度分損益勘定留保資金1,292万4,000円、当年度分損益勘定留保資金1億2,543万3,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額の1,691万7,000円で補填するものでございます。

収入でございます。

第1款資本的収入では、9,143万円を計上いたしました。

第1項企業債は9,000万円、第2項工事負担金143万円につきましては、新規加入、供給管取り出し工事等の負担金でございます。

続きまして、支出でございます。

第1款資本的支出は、2億4,607万4,000円で、前年度比5,138万2,000円の増でございます。

第5条、企業債でございますが、限度額を9,000万円とするものでございます。

第6条、一時借入金の限度額は、1,000万円と定めさせていただきます。

第7条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定めさせていただきます。

3ページをお願いいたします。

第8条、議会の議決を経なければ流用することができない経費でございます。職員給与費5,451万8,000円、前年度比365万円の増でございます。

第9条、棚卸資産の購入限度額でございますが、1,000万円と定めさせていただきます。

令和7年2月28日提出、長南町長、平野貞夫。

続きまして、4ページをお願いいたします。

令和7年度ガス事業会計予算実施計画でございます。

収益的収入及び支出で、初めに、収入でございます。

1款ガス事業収益につきましては、3,482万3,000円増の7億5,036万6,000円で、1項製品売上、1目ガス売上では、7億825万円、前年度比5,062万9,000円の増でございます。販売見込み量は829万1,000立方、前年度比16万9,000立方減となります。販売量は減少となります。昨年10月の料金の値上げにより、ガス事業収益は増となります。

次に、2項営業雑収益、1目受注工事収益は、100件分の外観工事収益で、前年度比1,275万4,000円増の3,407万2,000円を計上いたしました。増額の理由でございますが、令和7年度に内管・供給管の工事単価の改正をさせていただく予定でございまして、この改正に伴い増となるものでございます。

3項営業外収益でございますが、国のガス料金値引き事業に係る補助金が、令和6年度は8か月分だったものが、令和7年度につきましては、4月の一月分となる見込みでございますため、前年度比2,856万円減の804

万4,000円となっております。

次に、5ページをお願いいたします。

支出となります。

1款ガス事業費用は、前年度比919万1,000円増の7億1,681万9,000円でございます。

1項1目のガス売上原価は、3億7,677万3,000円で、前年度比69万9,000円の減としております。原ガスの購入量は前年より減となりましたが、原ガス購入単価の値上げにより、費用の減少幅は少なくなっております。

2項供給販売費でございますが、2億5,327万3,000円で、前年度比1,992万6,000円の増でございます。増額の主な要因は、職員1名増による人件費の増、特別修繕引当金繰入れ額、委託作業費等の増によるものでございます。

1目から7目までは職員3名分の人件費でございます。

8目修繕費は、ガス工作物の修繕及び検満メーター改修の費用でございます。

9目特別修繕引当金繰入額は、前年度比600万円増の900万円で、次回のガスホルダー開放検査の引当金でございます。

17目委託作業費は、5,298万6,000円で、前年度比884万9,000円の増でございます。増加の理由といたしましては、ガス料金の検針委託費用の増及び収納事務に係る手数料等の値上げによるものでございます。

次に、6ページをお願いいたします。

3項一般管理費でございますが、予算額3,506万2,000円で、こちらは職員2名分の人件費、10目の賃借料は、財務会計システム及びガス料金調定システムのリース料の費用でございます。

4項営業雑費用は、前年度比1,206万7,000円増の3,178万4,000円でございます。受注工事費用につきましては、内管等の工事を請け負った業者へ支払う費用でございます。先ほど歳入でもご説明いたしましたが、7年度に内管・供給管の工事単価の改正を予定しておりますが、この改正に伴い、受注工事費用につきましても増額となるものでございます。

5項営業外費用でございますが、国の補助金を受け納めておりました消費税につきまして、補助額が縮小となることにより、消費税につきましても納入額が減少するため、前年度比1,848万円減の992万7,000円となるものでございます。

6項予備費は、前年度と同額の1,000万円でございます。

次に、7ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出でございます。

収入でございますが、1款1項1目企業債では、睦沢供給所の計装盤更新工事及び本支管工事で、9,000万円借入れ予定でございます。

2項1目工事負担金143万円は、新規加入供給管取出し工事等に伴う負担金でございます。

支出でございます。

前年度比5,138万2,000円増の2億4,607万4,000円としております。

1款1項1目工事費でございますが、前年度比1,383万8,000円増の1億9,904万9,000円で、本支管・供給管取出し工事等の市費費用でございます。なお、本支管工事につきましては、5路線実施予定でございます。

2目固定資産購入費は、睦沢供給所の計装盤の更新及び新規ガスマーテー等の費用でございます。睦沢強救助の計装盤は、設置後40年以上経過しており、経年劣化により早急な機器の入替えが必要となり、企業債を活用させていただき、更新するものでございます。

3目の工事負担金2,112万円は、過年度分の舗装本復旧工事の負担金でございます。

2項1目企業債償還金では、4,729万5,000円を予定しております。

次に、8ページをお願いいたします。

令和7年度ガス事業予定キャッシュ・フロー計算書でございます。

右下二重線の数字になりますが、令和7年度資金期末残高は、935万5,000円を見込むものでございます。

1枚めくっていただきまして、次に10ページをお願いいたします。

令和7年度ガス事業会計予定損益計算書でございます。

下から4行目となりますが、営業収益から営業費用を差し引いた純利益は、2,704万円を見込んでおります。

11ページ以降は、予定貸借対照表、また給与費明細書となっておりますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

以上、大変雑駁な説明でございましたが、議案第27号 令和7年度長南町ガス事業会計予算の内容の説明とさせていただきます。ご審議を賜りご可決いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

○議長（松野唱平） これで議案第27号の内容の説明は終わりました。

議案第28号及び議案第29号については、先ほどの町長の提案理由の説明及び議案書のとおりです。

以上で一括議議題とした議案第1号から議案第29号までの内容の説明は終わりました。

お諮りします。

日程第8、議案第1号から日程第36、議案第29号までについては、本日は説明を聞く程度にとどめ、後日、質疑・討論・採決をしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平） 異議なしと認めます。

日程第8、議案第1号から日程第36、議案第29号までについては、本日は説明を聞く程度にとどめ、後日、質疑・討論・採決をすることに決定いたしました。

◎予算特別委員会の設置及び議案第21号～議案第27号の付託

○議長（松野唱平） ここで、議案第21号から議案第27号までの令和7年度予算の審査について、議会運営委員長から報告のあつたとおり、内容が複雑多岐にわたるものでありますので、私、議長を除く8名で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することについてを議題として、これから採決いたします。

予算特別委員会を設置することに賛成の方は青ボタンを、反対の方は赤ボタンをお押し願います。

〔表決ボタンにより表決〕

○議長（松野唱平） 押し忘れはありますか。

〔発言する人なし〕

○議長（松野唱平） なしと認め、確定します。

本件は賛成全員です。

よって、予算特別委員会を設置することに決定いたしました。

予算特別委員会委員の選任案を配付しますので、しばらくお待ちください。

お諮りします。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によって、お手元に配付した名簿のとおり指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平） 異議なしと認めます。

予算特別委員会委員は、お手元に配付した名簿のとおり選任することに決定しました。

なお、予算特別委員会委員が決定しましたので、委員会において委員長及び副委員長の互選をお願いします。

ここで暫時休憩とします。

再開は予算特別委員会終了後を予定しております。

（午後 3時34分）

○議長（松野唱平） 休憩前に引き続き会議を再開します。

（午後 3時44分）

○議長（松野唱平） 予算特別委員会の委員長、副委員長の互選の結果は、お手元に配付した名簿のとおりです。

◎散会の宣告

○議長（松野唱平） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、3月3日の午前10時から会議を開きます。

本日はこれで散会とします。

ご苦労さまでございました。

（午後 3時45分）